2 アメリカ合衆国

2-1 概要

過年度の事業報告書「令和元年度林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち海外情報収集事業報告書(以下、令和元年度版報告書)」」は、2021年2月までの期間における木材の合法性に関する報告書である。本稿では、2021年2月以降の新しい情報に焦点を当てながらも、令和元年度版報告書に含まれていない過去の事例にも触れている。また、令和元年度版報告書の資料の一部を表形式で整理した。

違法伐採を減らし、輸出市場における米国産木材の価値を高め、林産業を活性化させることを目的として 2008 年にレイシー法が改正され、木材を含む植物及びその製品が同法の適用対象となった。2021 年から改正レイシー法施行スケジュールのフェーズVIが開始され、対象製品が拡大した。

レイシー法違反に関する裁判事例は、令和元年度版報告書以降、3件増加し9件となった。レイシー法違反に関するいくつかの裁判の判決では、企業がレイシー法の遵守を確保するための最低限の手続きを定めているレイシー法遵守プログラムが、裁判所と企業によって合意された。米国連邦政府は、レイシー法を確実に遵守するためのデュー・ケアをどのように実行するかについて、業界に対して明確な指針を提供していないが、裁判の判例に含まれているレイシー法遵守プログラムは、輸入事業者によるデュー・ケア・システムの開発の指針と見なすことができると考えられる。

また、業界団体の支援でデュー・デリジェンスの国家規格「DHA (Decorative Hardwoods Association) 規格」も開発されている。本事業では、米国大手フローリング卸売業者がどのようにレイシー法対応するための調達方針を実施しているかについて、オンラインインタビューを実施した。

さらに、米国では、木材や違法伐採の問題を超えて、農作物の貿易が森林減少を促進しているという懸念に対処することに関心が高まっている。2022 年現在、米国の州・連邦議会には、森林減少に関連する商品(パーム油、大豆、ココア、木材・パルプ、牛肉など)の取引を回避するための法案(1)カリフォルニア州森林減少防止調達法(公共事業:木材・木材製品)案(California Deforestation-Free Procurement Act, public works projects: wood and wood products)、(2)ニューヨーク州森林減少防止調達法案(New York Deforestation-Free Procurement Act)、(3)2021 年「海外法治と環境保全型貿易(FOREST)法案(Fostering Overseas Rule of Law and Environmentally Sound Trade("FOREST")Act of 2021)が提案されている。

2-2 違法伐採対策関連法令の更新情報

令和元年度版報告書にあるように、2019年2月に発表された米国議会調査局の報告書では、米国における違法伐採対策に関連する3つの法律、(1)改正レイシー法、(2)絶滅のおそれのある野生動植物の保護に関する法律、(3)熱帯林保護法、について明らかにされている。本報告書で

¹ https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r2/r2report-overseas_vol2.pdf

は、これらの既存法制の概要と最新情報を提供する。

2-2-1 改正レイシー法の更新情報

レイシー法は、違法に捕獲された野生生物、魚、植物の密売を撲滅するために 1900 年に制定された。レイシー法の下では、輸入される植物及び植物製品が合法的に収穫、加工され、輸入されていることを確認する責任は輸入者にある。 2008 年改正法の第 3372 条では、特定の植物及び植物製品の輸入者に対し、一般的な輸入申告書の提出に加え、同法が要求する項目の申告が義務づけられている。農務省動植物衛生検査局(The Animal and Plant Health Inspection Service 以下、APHIS)は、レイシー法の申告要件の実施と管理を担当しており、APHIS は、この申告のために紙ベースの書式「PPQ Form 505 - Plant and Plant Product Declaration Form(植物及び植物製品申告書)」を策定した。また、2009 年 5 月 1 日からは、電子申告が利用できるようになっている。

2008年の改正後、動植物検疫局は法的手続に係る混乱を回避するために、2009年9月30日までの期間を三つのフェーズに分けた植物及び植物製品の輸入申告スケジュールの初期計画を公示した。その後、このスケジュールは改訂され、フェーズIV以降のスケジュールの発表は、施行する少なくとも半年前までに官報及びウェブサイトで公表されることになっていたが、APHISは、2021年10月1日から始まったレイシー法に基づく植物及び植物製品の輸入申告スケジュールのフェーズVIの実施を連邦官報に公告している。このフェーズVIで追加された輸入申告が必要な製品は以下の通りである。

第33章エッセンシャルオイル類

- 3301.29.5109-シダーウッドのエッセンシャルオイル
- 3301.29.5121-リナロエ又はボア・ド・ローズのエッセンシャルオイル
- 3301.29.5139-サンダルウッドのエッセンシャルオイル

第42章トランク、ケース、スーツケース類

- 4202.29.2000-木製トランク、ケース及びスーツケース
- 4202.99.2000-その他(木製、裏打ちしないもの)
- 4202.99.3000-その他(木製、裏打ちあり)

第44章木材及び木材製品類

- 4410.12-オリエンテッドストランドボード (OSB)
- 4415-ケース、箱、木箱、ドラム、コンテナ、パレット、ボックスパレットなど。

第92章楽器類

- 9205.90.2000-管楽器:バグパイプ
- 9205.90.4020-クラリネット
- 9205.90.4080-その他(木管楽器)
- 9205.90.4060-フルート、ピッコロ
- 9206.00.2000-ドラムス
- 9207.90.0040-音楽用楽器(フレット付き弦楽器)
- 9209.92-9202 類の楽器の部品及び付属品
- 9209.99.2000-バグパイプの部品及び付属品

² 書式については令和元年度版報告書を参照。

- 9209.99.4040-その他の木管楽器用部品及び付属品
- 9209.99.8000-その他

第96章雑多な製造品目類

• 9620.00.5500-一脚、二脚、三脚及びこれに類する木製品³

APHIS は輸入業者に対し、レイシー法の申告要件に関する最新情報を、ウェブサイトにおいて 提供している。レイシー法において申告が必要とされるすべての HTS コード番号と見出し、レ イシー法の対象となった日付は、ウェブサイトで確認することができる5。

2-2-2 その他の違法伐採対策関連法令の更新情報

2-2-2-1 絶滅のおそれのある野生動植物の保護に関する法律

絶滅危惧種法(The Endangered Species Act, ESA)は、絶滅の危機に瀕した動植物とその生息 地を保護するためのプログラムを提供するものである。本法により、絶滅の危機に瀕していると される種の輸入、輸出、州間及び外国との取引は、全般的に禁止されている。現行の新「候補」種 リストには、オレゴン州とカリフォルニア州北西部のカスケード山脈の頂上以西の湿潤・針葉樹 林に固有なアカハラダカ (Arborimus longicaudus) という生物種が記載されている。

2-2-2-3 熱帯林保護法

熱帯林保護法(The Tropical Forest Conservation Act 以下、TFCA)は、対象となる途上国の 債務救済と熱帯林保護活動を支援するために 1998 年に制定された法律である。本法は、保全プロ グラムという形で、生産国における違法伐採の摘発や森林法の執行のための制度の強化をサポー トできるという意味において違法伐採と関連している。TFCA に基づき、一定の経済的・政治的 基準を満たした国は、米国に支払うべき債務を現地の助成金基金に振り向けることができる。 TFCA は、森林の保全と債務の軽減に加え、非政府組織(NGO)や地域社会への少額助成を行う ことで、市民社会を強化することを目的としている。ネイチャー・コンサーバンシー (The Nature Conservancy 以下、TNC) は、TFCA により、ボツワナ、ブラジル、フィリピン、インドネシア などの国々で、2700万へクタール以上の熱帯林が保全されたと主張しているで。令和元年度版報告 書では、TFCA の内容や 2021 年初めまでの実施状況について記載されている。熱帯林保護プロ ジェクトのための 20 の協定によって、現地通貨建ての 3 億 3940 万ドルが生み出され、そのうち 約9000万ドルは債務救済によるものである。TNC、コンサベーション・インターナショナル(CI)、 世界自然保護基金(WWF)からの合計 2250万ドルを含む様々な資金も集まっている®。

同法は、2021年の熱帯林とサンゴ礁保全のための再認可法を経て、熱帯林・サンゴ礁保全法(以 下、TFCCA)と改題された⁹。この再認可法は、元の法律の権限を 2026 年度まで延長するもので

9

³ https://www.regulations.gov/document/APHIS-2008-0119-0329

⁴ https://www.aphis.usda.gov/aphis/ourfocus/planthealth/import-information/lacey-act

⁵ https://www.aphis.usda.gov/aphis/ourfocus/planthealth/import-information/lacey-act/implementaton-schedule/hts

⁶ https://ecos.fws.gov/ecp/species/8830

⁷ https://www.nature.org/en-us/about-us/who-we-are/how-we-work/policy/tropical-forest-conservation-act/.

⁸ TNC (2020年04月06日)

⁹ https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/241

ある。また、連邦議会は 2013 年会計年度以降、予算の割当をしていなかったが、この再認可法により、各会計年度に 2,000 万ドルの予算が割り当てられる。再認可法は 2021 年 4 月 19 日に下院を通過し、2022 年 8 月 17 日現在、上院において第二読会に入っている。

2-2-3 森林減少防止に関する法令

2022 年 4 月 22 日、バイデン大統領は「国家の森林、コミュニティ、地域経済の強化」と題する大統領令に署名した¹⁰。同大統領令の第 3 項「国際的な森林減少の阻止」では、政権の「世界の森林を保全する計画」について述べており、2030 年までに天然林の減少を食い止め、少なくとも 2 億ヘクタールの森林とその他の生態系を回復させる、という世界的な目標達成についてコミットしている。さらに同項ではバイデン大統領が、近年森林減少が発生した土地に由来する商品の輸入に対処することにコミットする、とも述べている。

これを受け、政府は、大統領令から1年以内に、国際的な森林減少に対処するための政府全体による取組について、立法案の勧告を含む選択肢を評価する報告書を大統領に提出することにコミットしている。国務省もまた、大統領令に従い、国際的な森林減少に対処するための政府全体による取組のための法案の勧告を含む選択肢について、国民からの意見を求めた11。

この大統領令に先立ち、米国の州・連邦議会には、森林減少に関連する商品(パーム油、大豆、ココア、木材・パルプ、牛肉等)の取引を回避するための以下の 3 つの法案が提出されている。(1)カリフォルニア州森林減少防止調達法(公共事業:木材・木材製品)案(California Deforestation-Free Procurement Act: public works projects: wood and wood products、以下、カリフォルニア法案)、(2)ニューヨーク州森林減少防止調達法案(New York Deforestation-Free Procurement Act、以下、ニューヨーク法案)、(3)2021 年「海外法治と環境保全型貿易法案(Fostering Overseas Rule of Law and Environmentally Sound Trade("FOREST")Act of 2021、以下、FOREST 法案)」。ただし 2022 年 8 月 23 日現在、いずれの法案もまだ成立していない。

カリフォルニア法案は、これらの法案において最初に議会に提出されたものである。ニューヨーク法案と FOREST 法案は、カリフォルニア法案の一部を反映しているものの、3 つの法案はそれぞれが独自の特徴的な要素を有している。

1) 法案条文及び対象製品・商品

3法案の条文は、世界的な森林減少問題、気候変動や生物多様性などへの影響、そしてそれらを助長する森林減少由来の原材料を含む製品に対する米国内市場の需要等の要因を強調する一連の声明から始まっている。各法案の根拠は、新しい法律がなければ、米国内の需要が世界の森林減少を助長し続けるというものである。カリフォルニア法案とニューヨーク法案は世界的な森林減少のみならず森林劣化についても強調しているが、具体的に森林劣化を含めた条項を有するのはニューヨーク法案のみである。3法案の対象となる製品の初期リストが提示されており、パーム

https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2022/04/22/executive-order-on-strengthening-the-nations-forests-communities-and-local-economies/

https://www.federalregister.gov/documents/2022/10/18/2022-22541/request-for-stakeholder-input-on-options-for-combating-international-deforestation-associated-with.

油、大豆 (soyabean)、ココア、木材・パルプ、牛 (cattle) 等が対象となっており、他の製品が追加される可能性もある。

2) 法案の適用範囲

カリフォルニア法案とニューヨーク法案は公共調達を対象とし、FOREST 法案は輸入品を対象としているため民間調達と公的調達の双方に適用される。FOREST 法案では公共調達の契約事業者に対して、森林減少に由来する製品を避ける方針を策定している事業者に優遇措置を講じている。カリフォルニア法案とニューヨーク法案は、ともに森林減少に関連する商品を公共調達から排除することを目的としており、前者は熱帯林に限定しているのに対して後者は熱帯林と寒帯林(北方林)を対象としている。一方、FOREST 法案は森林の種類を限定していない。

また森林減少には合法なものと違法なものがあるが、FOREST 法案は違法な森林減少のみを対象とし、他の2法案より適用範囲を明確にしている。さらに FOREST 法案では、違法な森林減少に対する十分かつ効果的な措置や体制を有していない国に対して、その制度と違法な森林減少に対処する能力を構築するための「行動計画」を策定するよう米国通商代表部(USTR)に求めていることが特徴的である。

3) 森林リスク商品

また 3 法案とも「森林リスク商品(forest-risk commodities)」という概念を採用している。森林リスク商品とは、森林減少に由来する原材料を含む危険性のある商品、又は一般的に森林減少に由来する原材料で生産される商品と定義している。

4) 申告制

3 法案は、契約事業者や輸入業者による申告を基本としている。カリフォルニア法案とニューヨーク法案は、森林リスク商品を含む州との契約ごとに、その商品が決められた期日以降に森林減少が発生した土地(森林)に由来しないことを自己証明するよう契約事業者に求めている。一方、FOREST 法案は輸入業者に対し、特定の商品が違法伐採を伴う土地に由来するリスクを評価・低減するために「合理的配慮」を行ったという宣言書の提出を求めるものである。「合理的配慮」とは、米国の関税法に存在する原則である。

5) 森林方針又は指針策定

3 法案は、州あるいは連邦機関に供給する契約事業者に、森林減少に由来する原材料を含む製品の使用を避ける森林方針、又は指針を設けることを要求又は奨励し、その方針に関する最低要件も定めている。

6) デュー・ケア実施のためのガイダンス

デュー・ケアを実施するための決定的なガイダンスを伴わない改正レイシー法とは異なり、カリフォルニア法案は州政府に対して、デュー・ケアに関するガイダンスを含む「森林減少に加担しない行動規範」を策定し、契約事業者に提供するよう求めている。ニューヨーク法案も同様に、州政府がガイダンスを作成し、施行規則に含めるよう求めている。またニューヨーク法案では、

利害関係者によるアドバイザリーグループを設置して施行規則と承認された契約の評価に関して協議することが求められているのが特徴的である。表 2.1 は、3 法案の主な要素をまとめたものである。

本調査において、米国の NGO へのインタビューから得た情報によると、米国におけるこれらの森林減少防止に関する法的イニシアチブは、EU の貿易と森林減少の関連性に対処するための動きの一部と見ることができる、とのことである。FOREST 法案に取り組む米国の議員たちと、森林減少のないサプライチェーンに関する EU 規制に取り組む EU の議員たちとの間で、多くの意見交換が行われているようである。

米国で提案されている森林減少防止に関する法令の主な特徴 (2022 年 8 月 23 日現在) 表 2.1

	-		
法案名	カリフォルニア州森林減少防止調達法	ニューヨーク州森林減少防止調達法案	2021 年「海外法治と環境保全型貿易
	(公共事業:木材・木材製品) 案		(FOREST) 法案
管轄区域	カリフォルニア州		連邦
導入時期	法案 416 号:2021 年 02 月 04 日、法案	2021年3月23日	2021年10月6日
	1979 号: 2022 年 02 月 11 日		
発効日	2025年1月1日	2024年1月1日	制定時
進捗状況	強力な支持を得て議会と上院を通過した	上院委員会にて審議中	衆議院での委員会にて審議中
	が、知事により拒否権が発動された。現		
	在、議会に再提案されている。		
目的	国と契約している事業者が、直接又はそ	国と契約している事業者が、直接又はその	違法な森林減少が発生した森林(土地)に由
	のサプライチェーンを通じて熱帯林減少	サプライチェーンを通じて熱帯林又は北方	来する原材料を一部又はすべてに使用した製
	に寄与していないことを確実にすること	原生林の減少又は劣化に寄与していないこ	品の輸入を禁止することで、違法な森林減少
		とを確実にすること	に対処すること
対象森林の種類	熱帯林	熱帯林と寒帯林(北方林)	指定なし(全森林)
対象商品・製品	森林リスク商品(パーム油、大豆、牛肉、	森林リスク商品(パーム油、大豆、牛肉、コー	初期適用品目:パーム油、大豆、ココア、
	皮革、製材、紙、ゴム、ココア、コーヒー、	ヒー、木質パルプ、紙、丸太、製材など)。	牛 (cattle)、ゴム
	木材、木質パルプなど)。ただしこれらに	その他追加される可能性あり。ただし熱帯	• 初期適用製品:具体的な HTS コードで示
	限定されない	広葉樹を除く	なれる
			適用商品・製品の見直しは、少なくとも
			年1 回実施
適用範囲(森林減	森林減少	森林減少と原生林の劣化	違法な森林減少(同法は、違法な森林減少を
少·劣化)			違法行為として規定するために合衆国法典を
			改正する)
適用範囲(輸入/	公共調達	公共調達	輸入
公共調達)			公共調達(森林減少への対応方針を持ち、そ
			の他の関連措置を講じている事業者に対し、
			調達契約において優遇措置を講じる)。
申告要件/証明要	契約事業者は、森林リスク商品を含	サプライヤーは、森林リスク商品を含	輸入事業者は対象製品に関して申告書を

#		む州との契約ごとに、その商品が	む州との契約ごとに、その商品が2022	提出しなければならない
			411-	
		が発生した土地(森林)に由来して	が発生した土地(森林)に由来していな	
		いないことを自己証明しなければ	いことを自己証明しなければならない	
		なうない	• 契約事業者は、自己証明書の内容確認	
	•	契約事業者は、自己証明書の内容確	を可能にするために、州に対してそれ	
		認を可能にするために、州に対して	らの記録・根拠資料等へのアクセスを	
		それらの記録・根拠資料等へのアク	提供しなければならない	
		セスを提供しなければならない。	下請事業者も自己証明書の要求事項を	
	•	下請事業者も自己証明書の要求事	遵守しなければならない	
		頃を遵守しなければならない		
森林方針・指針	•	森林リスク商品を州に供給する事	• 森林リスク商品を州に供給する大手の	連邦機関に供給する契約事業者は、森林
		業者は、森林方針を有し、その方針	事業者は、森林方針を有していなけれ	方針の策定が奨励される
		と関連データについて開示可能に	ばならない	• 連邦政府機関は、森林方針を有する事業
		しなければならない	• 小規模な事業者は、自主的に森林方針	者に対して入札価格を 10%引き下げる
	•	森林方針については、最低限の要求	を採用することができる	森林方針とそのモニタリング・報告に関
		事項が設定されている (表 2.2)	森林方針とその実施に関する根拠資料	して最低限の要求事項が設定されている
			等について、最低限の要求事項が設定	(表 2.2)
			されている (表 2.2)。	
デュー・デリジェ	•	契約事業者は、彼らの下請事業者が	請負業者は、彼らの下請事業者が要求	• 輸入事業者は、リスクを評価、低減する
ンスの要件		要求事項を遵守していることにつ	事項を遵守していることについて	ために「合理的な注意」を払わなければ
		いてデュー・デリジェンスを実施し	デュー・デリジェンスを実施しなけれ	ならない
		なければならない	ばならない	• 対象商品が行動計画の対象国である場
	•	森林方針には、森林リスク商品の伐	• 森林方針には、森林リスク商品の伐採	合、輸入事業者はサプライチェーン、伐
		採地を特定し、サプライチェーン上	地を特定し、サプライチェーン上にリ	採地、リスク低減措置に関する「十分な
		にリスクがある場合、方針の遵守を	スクがある場合、方針の遵守を確認す	情報」を提供しなければならない
		確認するためのデュー・デリジェン	るためのデュー・デリジェンスの方法	
		スの方法が含まれていなければな	が含まれていなければならない	
		らない	デュー・デリジェンスに関するガイダ	

	- ノユー・ノッノエノへに属するカイ ダンスは 小政府が策定した行動規	ノイは、過じ発売さいて公の15の	
	イイスや、二次だっ、木のにこもが、一部において示される		
免責事項	2,500 ドル以下の商品をクレジットカー		指定なし
	ドで購入する場合は、自己証明の要件は	で購入する場合は、自己証明の要件は適用	
	適用されないが、この免責は年間 7,500	されないが、この免責は年間 7,500 ドルまで	
	ドルまでである	である	
追加要素			米国政府は、違法な森林減少に対する十
			分かつ効果的な措置や体制を有していな
			い国ごとに行動計画を策定する
			• 行動計画のベンチマーク等の達成を支援
			するための基金を設立する
違反の検出	契約担当者又は機関は、違反の疑いがあ	• 契約担当者は、違反の疑いがある事案	APHIS 長官は、他の連邦機関の長と協力
	る事案について機関の長に照会すること	について機関の長に照会することがで	して、申告書を提出する輸入業者を無作
	ができる	10° ±0	為で監査する
		個人又は組織は、特定の契約や政府機	• 対象商品が同法に違反して輸入されてい
		関について苦情を申し立てることがで	る可能性を示す情報を米国税関・国境警
		10° ±0°	備局 (CBP) 以外の個人から入手するた
		利害関係者によるアドバイザリーグ	めのプロセスが確立される
		ループは、すべての、又は一部の代表的	
		な契約について評価し、契約違反につ	
		いて勧告を行うことができる	
実施・執行主体	契約機関、総務局 (Department of	契約機関又は当局、総務局(Office of	• 税関国境警備局長官、農務長官、内務長
	General Services)、司法局 (Department	General Services)、司法長官局 (Office	官、司法長官、米国通商代表部、米国国
	of Justice)、行政審問所 (Office of	of Attorney General)、環境保全局	際開発庁、動植物衛生検査局、財務長官
	Administrative Hearings)	(Department of Environmental	(The Commissioner of Customs and
		Conservation)	Border Protection, the Secretary of
		• 施行規則に関する協議や承認された契	Agriculture, the Secretary of the
		約の評価のために、利害関係者による	Interior, the Attorney General, United

			十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
		当額のいずれか高い額の罰金	
	当する額のいずれか多い額の罰金	• 1,000米ドル又は製品代金の20%相	
	• 1,000 米ドル又は製品代金の 20%に相	契約の解除	
	契約の解除	る。制裁には以下が含まれる	
	たる	知りながら偽証した者は軽犯罪に問われ	
ば、「適切な行動」をとることができる	置が適用される。制裁措置には以下が含ま	て制裁が適用される。虚偽であることを	
マークを十分に遵守していない国があれ	契約事業者又は下請事業者に対して制裁措	だった契約事業者又は下請事業者に対し	
• 米国大統領は1年後に行動計画のベンチ	知っていた、又は把握しておくべきだった	を知っていた、又は把握しておくべき	
制裁措置は、法案に明記されていない	森林リスク商品で構成されていることを	が森林リスク商品で構成されていること	
同法の規定に違反した輸入業者に対する	州に納入された製品のすべて、又は一部が	国に納入された製品のすべて、又は一部	制裁措置
73			
して認証スキームに関するガイダンスを提供	規範」を策定する	1/0	
配慮と十分な情報の構成、及びオプションと	施規則の中で「森林減少に加担しない行動	林減少に加担しない行動規範」を策定す	規範
米国税関・国境警備局 (CBP) 長官が、合理的	州政府は、請負業者が使用できるように、実	州政府は、契約事業者が利用できる「森	ガイダンス/行動
委員会が設置される			
めに、省庁間ワーキンググループと諮問			
• 同法の施行に関する助言と勧告を行うた			
Secretary of the Treasury.)。			
Health Inspection Service, and the			
Development, the Animal and Plant			
States Agency for International			
States Trade Representative, United	アドバイザリーグループが設置される		

出典:執筆者作成

米国で提案されている森林減少防止に関する 3 法令における請負業者の森林減少に対処するための方針に関する最低要件 表 2.2

	カリフォルニア州森林減少防止調達法	ニューヨーク州森林減少防止調達法案	2021 年 海外法治と環境保全型貿易
	(公共事業:木材・木材製品) 案		(FOREST) 法案
デュー・デリジェ	森林リスク商品の伐採地を特定するこ	森林リスク商品の伐採地を特定すること、	森林リスク商品の伐採地を特定すること、及
ベン	と、及びサプライチェーン・リスクが存	及びサプライチェーン・リスクが存在する	びサプライチェーン・リスクが存在する場合
	在する場合には方針の遵守を確実にする	場合には方針の遵守を確実にすることを満	には方針の遵守を確実にすることを満たす措
	ことを満たす措置	たす措置	脚
加工・流通の連鎖	一次及び二次・三次サプライヤーのリス	州に供給される可能性のある製品に含まれ	一次及び二次・三次サプライヤーの全リスト
	トとサプライチェーンのトレーサビリ	る各森林リスク商品について、精製所、加工	とサプライチェーンのトレーサビリティ情報
	ティ情報を詳述した入手可能なあらゆる	工場、農場、プランテーション、及びそれぞ	を詳述したデータ
	データ マーブ	れの所有者、親会社、農民、地図、地理的位	
		置など、一次及び二次・三次サプライヤーの	
		全リストとサプライチェーンのトレーサビ	
		リティ情報の詳述したデータ	
森林減少や森林劣	製品が熱帯林の減少に寄与していないこ	• 製品が熱帯林又は寒帯林(北方林)の減	各商品が森林減少に寄与していないことを保
化に関連する製品	とを保証するために取られた措置	少や原生林劣化に寄与していないこと	証するために取られた措置
の回避		を保証するために取られた以下を含む	
		措置	
		• 熱帯又は寒帯(北方)原生林の開発が行	
		われておらず、2022年1月1日以降、	
		商品の原材料生産が熱帯又は寒帯(北	
		方)原生林から転換された土地に由来	
		しないいと	
		• 高炭素貯蔵 (HCS) 林の開発が行われて	
		いない	
		• 保護価値の高い (HCV) 地域の開発が行	
		われていない	
		域内で火災は発生していない	
		既存のプランテーションにおける温室	

		効果ガス排出量の継続的削減を確保す	
		ストみの砂箔	
		ロボメドノのノダーノの	
		● 深さに関係なく泥炭地の開発は行われ	
		ていない	
		• 泥炭地におけるプランテーションのた	
		めの最善の管理・運営	
		• 実行可能な場合は泥炭の復元を目指し	
		た活動	
先住民族、地域社	先住民族及び地域社会が法的権利を有す	労働者や地域社会に対する搾取を防止	商品の生産によって直接影響を受ける先住民
会、労働者の権利	る土地での事業に対し、自由意志による	し、彼らからの苦情に対処するために	族及び地域社会の自由意志による事前の十分
	事前の十分な情報に基づく同意 (FPIC)	取られた以下を含む措置	な情報に基づく同意 (FPIC) の取得プロセス
	する、あるいは同意しない権利を尊重す	契約社員、派遣社員、移民労働者を含む	を確保するために取られた措置
	るための措置	すべての労働者の権利を尊重し、認め	
		ること	
		● コミュニティの土地保有権の尊重と承	
		路	
		先住民族及び地域社会が法的権利、地	
		域社会の権利、慣習的権利を有する土	
		+	
		前の十分な情報に基づく同意(FPIC)	
		する、あるいは同意しない権利を尊重	
		するための措置	
		労働者や地域社会に対する暴力、脅迫、	
		強要を防止するための明確な方針とプ	
		ロセス	
		• すべての苦情や紛争に対処し、解決す	
		るための正式で、オープン、透明、かつ	
		協議的なプロセス	
生物多様性の保護	すべての事業活動及び関連する地域にお	すべての事業活動及び関連する地域におけ	すべての事業活動及びその商品生産に関連す

	ける生物多様性保護と絶滅危惧種の密猟	る生物多様性保護と絶滅危惧種の密猟防止	る地域における生物多様性保護と野生生物の
	防止のための措置	のための措置	密猟やその肉の取引防止のための措置
法令遵守	事業者のサプライチェーンにおいて、森	事業者のサプライチェーンにおいて、森林	契約事業者のサプライチェーンにおいて、森
	林リスク商品が生産された国の法律の遵	リスク商品が生産された国の法律の遵守を	林リスク商品が生産された国の法律の遵守を
	守を確保するための措置	確保するための措置	確保するための措置
人権擁護者		環境人権擁護者 (EHRD) に対する暴力、脅	
		迫、嫌がらせを抑止するための対策。これに	
		は国際的に認められた人権基準を尊重し、	
		EHRD が脅迫や報復なしに自らの意見を表	
		明し、平和的に抗議し、業務を批判する権利	
		について社員、請負業者、パートナーを教育	
		することが含まれる	

出典:執筆者作成

- 2-3 違法伐採木材リスク低減に関する事例調査
- 2-3-1 改正レイシー法の実施状況
- 2-3-1-1 レイシー法違反に関する裁判事例

レイシー法違反に関する裁判は数多くあるが、そのほとんどは野生動物に関するもので、木材に関するものは比較的少なく、平均して年に1件以下である。表2.3 は、改正レイシー法に伴う木材関連の違反行為により起訴された9件の事例をまとめたものである。違反の種類、意図的か非意図的か、違反の発見と捜査の方法などを記載した。情報のほとんどは、司法省のウェブサイトに掲載されている報告書をもとにしている。残念ながら、米国当局がどのように違反を疑い、認識し始めたかについての情報は限られている。

令和元年度版報告書では、改正レイシー法に関連する 6 つの裁判例が司法省(DOJ)のウェブサイトから収集された(表 2.3 の事例 $1\sim6$)。2022 年 8 月に司法省のウェブサイトを検索したところ、幾つかの新しい裁判事例が掲載されていた。これらの新たな裁判事例、及びレイシー法違反としては起訴されなかった国内の森林窃盗の幾つかの新しい事例を以下に紹介する(表 2.3 の事例 $7\sim9$)。

1) 事例 7:ペルー・アマゾンの違法木材を米国に輸入する際の注意義務の不履行涅

2015年8月、米国の企業である Global Plywood and Lumber Trading LLC(以下、グローバル・プライウッド社)は、ペルーの3つのサプライヤーから約1,135m³の広葉樹ブランク材を購入した。ペルー・アマゾンのロレート県産の Virola 種からなる木材は、2015年9月27日にヒューストン港に到着した。税関・国境警備局(以下、CBP)職員が船に乗り込み、木材を押収した。2021年9月3日、グローバル・プライウッド社は、コロンビア特別区の米国地方裁判所において、ペルー・アマゾンで違法に調達された木材を米国に輸入した際に、適切な注意を払わなかったことを認め、レイシー法違反の罪を認めた。

ペルーでは、森林・野生生物資源監督局(以下、OSINFOR)が伐採現場を監査し、法律遵守状況を確認し、その結果をペルー政府が管理するオープンソースのウェブサイト「SIGO」で公開している。輸入業者は SIGO を見て、特定の伐採許可や森林旅行ガイド(Forest Travel Guides)で管理の連鎖を確認し伐採及び輸送される木材が合法であることを判断することができる。このような情報があるにもかかわらず、またペルーの林産業における違法伐採や不正行為が公に報告されていることを知りながら、グローバル・プライウッド社は、木材のソースに関する合法性の確認を行わなかった。

ヒューストンの国土安全保障省捜査局貿易執行グループと CBP は、ペルー当局の協力を得て調査を実施した。調査の結果、グローバル・プライウッド社が輸入した木材の約92%が違法に伐採又は輸送されたものであることが判明した。有罪を認めるにあたり、グローバル・プライウッド社は、(i)輸入前に関連する伐採許可や森林旅行ガイドを取得・確認しなかったこと、(ii)購入した木材に関連する不正をSIGOで確認しなかったこと、(iii) さらなる調査、現地訪問、その

 $^{^{12}\} https://www.justice.gov/opa/pr/us-corporation-sentenced-importing-illegally-sourced-wood-amazon$

他、真偽の確認をせずにサプライヤーによる発言を信用したこと、により適切な注意を払っていなかったと認めた。裁判所は、グローバル・プライウッド社に対し、ペルー環境省への20万ドルの返還と5,000ドルの罰金を支払うよう言い渡した。

2) 事例 8: ブラックウォールナットの違法伐採

連邦大陪審は2021年5月20日、連邦保護林からウォールナット材を違法に搬出した疑いで、共謀罪、レイシー法違反、その他の罪で3人を起訴した。裁判文書によると、3人の被告は共謀して、バージニア州のブルーストーン・プロジェクト (the Bluestone Project) にあるブラックウォールナットの樹木を伐採・搬出し、州内の別の場所に輸送して販売しようとしていた13。ブルーストーン・プロジェクトとは、米国陸軍工兵司令部の洪水被害軽減プログラムであり、その実施場所(連邦政府が保護する8,500~クタールの土地を含む)において、ブラックウォールナットの樹木が違法に伐採されている。

3) 事例 9:木材の密売

United States v. Quintana(S.D. Fla.)は、レイシー法及びその他の刑事法に基づいて違法と判断された木材の密売事件である。検察官は、フロリダの合板卸売業者が中国からの輸入木材に対する高額の関税を回避するために、隠れ蓑となる会社を通じ、詐欺のテクニックを用いたことに関し起訴を行っている。本情報は、米国司法省環境天然資源局「2021 年度実績報告書」(US DOJ Environment and Natural Resources Division "Accomplishments Report for FY2021")において報告されている¹⁴。

4) 国内における木材の盗伐事例

令和元年度版報告書では、ワシントン州内の国有林からメープルを違法に伐採・販売した二つのケースが、レイシー法違反として起訴された事例として紹介されている。司法省のサイトでは、ワシントン州内でメープルが盗伐された事例がもう一つ報告されている」。この事案では、2018年4月から8月にかけて、オリンピック国有林において、男性の一団により、メープルが違法に伐採された。DNA鑑定により、被告が販売した木材と国有林において違法伐採された3本の樹木が照合された」。これは、連邦刑事裁判において樹木のDNA鑑定を行った初めての事例である。被告人らは、製材所に対し、私有地での伐採許可を提示することで、違法に伐採されたメープルの木材ブロックを地元の製材所に販売していた。なお、起訴内容は米国連邦法違反に限定され、レイシー法違反は含まれていない。これは、違法に伐採された木材の取引が、その木材が伐採された州内で行われたためと思われる。

司法省のホームページで見つけた最近の国産材に関する他の事例では、例えば、ウィスコンシン州にあるメノミニー・インディアン居留地から木材を盗むという米国法典に違反する共謀の罪を認めた 5 人が判決を受けている。被告人らはメノミニー部族企業(Menominee Tribal

 $^{^{13}\} https://www.justice.gov/usao-wdva/pr/timber-thieves-indicted-large-scale-theft-government-land$

¹⁴ https://www.justice.gov/opa/press-release/file/1496301/download

¹⁵ https://www.justice.gov/usao-wdwa/pr/timber-thief-convicted-following-6-day-triale.

¹⁶ https://www.justice.gov/enrd/page/file/1467991/download

Enterprises 以下、MTE)のために、メノミニー・インディアン居留地の指定区域において木材を伐採した。しかし彼らは、少なくとも 100 回以上、MTE が許可した以上の木材を、林業機械を使って伐採し、余剰な木材を居留地外の 2 つの製材所に運んでいる。捜査官は、被告人がスプレー塗料を使い、その木材が MTE によって伐採が指定されたように見せかけていた証拠を発見した。製材所に対する起訴は行われていない。。

アイダホ州とユタ州にまたがるソートゥース国有林では、無許可で木材の伐採を繰り返した個人による小規模な木材窃盗事件も報告されている¹⁸。被告は違法に伐採した木材を薪としてオンライン販売していた。同人は 2020 年 5 月 26 日に容疑を認め、1,680 ドルの返還を命じられた。また別のケースでは、ある個人が 2016 年 9 月から 12 月の間に、ミズーリ州に位置するマーク・トウェイン国有林から無許可でウォールナットを伐採したとして、18 ヶ月の禁固刑を言い渡された。同人はその木材を州内にある製材所に販売していた¹⁹。また、ウィスコンシン州にあるチェクワメゴン=ニコレット国有林からライブオークの立木を盗んだとして、男性が連邦大陪審に起訴された。この男性は、米国森林局から木材伐採の契約を締結した会社を所有・運営している。起訴状では、契約上、伐採してはならないことになっているライブオークの立木を、この男性が伐採したとされている²⁰。

上記の国内における木材窃盗の新事例はすべて、被告人が違法に木材を伐採し、その木材を販売したものである。しかしながら、これらの事件の起訴にはレイシー法が絡んでいない。その理由は、盗まれた木材が、当該木材を伐採した州内において販売されたためと思われる。前述の通り、改正レイシー法は、州間及び海外との取引にのみ適用される。

 $^{^{17}\} https://www.justice.gov/usao-edwi/pr/five-sentenced-roles-timber-theft-conspiracy-menominee-indian-reservation.$

 $^{^{18}\} https://www.justice.gov/usao-id/pr/idaho-man-sentenced-timber-theft-sawtooth-national-forest_{\circ}$

¹⁹ https://www.justice.gov/usao-edmo/pr/st-roberts-man-sentenced-stealing-timber-mark-twain-national-park。

²⁰ https://www.justice.gov/usao-wdwi/pr/grand-jury-returns-indictments-120。

表 2.3 2008 年のレイシー法改正に伴う違反の起訴概要

事例	違反の内容	意図的	違反の検出手段
No.		/非意図的	
П	ギブソン・ギター社は 2008 年 10 月から 2009 年 9 月までの期間にマダガスカルから、2010 年 8 月から 2011 年 8 日まるの問題に インドから本材を給 3 1 ア 1、 キが 1、	意図的	疑わしい輸入申告書:2011 年に到着したインド産エボニーの輸入申告に問題があることを CBP 職員が発見し、野生生物局*に照会した。その後、 略生生物局へ昭会した*
			封工工初的で照五した。 同社敷地内での調査: 米国野生生物局はギブソン・ギター社の工場で調査
	たことが判明した。また、輸入申告書の記載を改ざんしていた		を行い、同社が 2008 年から 2009 年にかけて、マダガスカルで輸出禁止とた。 フェギー・レローブウッドを終え リアい キャンをかきにみた
2	<u>、、、、。</u> 2011年11月と12月、2012年5月、男性3名がワシ	意図的	[4
	アンショー連邦		
	違法に伐採し、搬出した。		
3	2013 年、ランバー・リクイデーター社は極東ロシアか	意図的	調査方法:米国魚類野生生物局及び米国国土安全保障省による調査。
	ら違法に伐採されたモンゴリナラを米国に輸入し、英国		
	ウェールズ産オークと誤表示した。また、同社は、ミャ		
	ンマーから輸入したメルパウをインドネシア産マホガ		
	ニーと虚偽の申告をした。		
4	2012 年 4 月から 2014 年 3 月にかけて、ワシントン州	意図的**	森林管理官による視察:米国農務省森林局法執行官は、製材所のオーナー
	の製材所が、メープル伐採に必要な特別林産物許可を取		が特別森林製品許可証を持たない伐採会社から木材を調達していること
	得していない伐採業者からメープルを調達し、メープル		を発見した。
	加工製品を州内において販売した。		
2	2015年12月、Popp Forest Products Inc は、輸出禁止	非意図的	原産国別の届出:米国とペルーの税関相互援助協定(CMAA)に基づき、
	樹種からなる木製パレットをペルーから輸入した。		ペルー政府は 2015 年 12 月に国土安全保障省に報告書で嘆願書を送付し
			ている。CMAAは、世界税関機構(WCO)が推進する税関の協力に関する
			政府間の法的拘束力のある一般的な協定の一種である。米国とペルー間の
			CMAA はレイシー法には言及していないが、非常に関連性が高い。CMAA
			の下で、両国政府はあらゆる犯罪の防止、調査、制御において互いに協力

			することを約束している21。一方の国の税関当局が他方の国に関税法の施行に関連する支援を要請した場合、他方の国は情報提供によって応じる義務がある。 追跡調査: 農務省森林局の森林製品研究所がパレットのサンプルを分析した結果、パレットに使用されている木材樹種はペルーで伐採が禁止されているアンジョの11.た。
9	ヤング・リヴィング・エッセンシャルオイル社は、2010 年6月から 2014年10月にかけて、ブラジリアン・ローズウッドから作られたエッセンシャルオイルを許可なく違法に輸入し、それを蒸留してペルーでエッセンシャルオイルを製造していた。一部のオイルは米国に輸出され、販売されていた。	意図的	<u>会社から政府への通報:</u> エッセンシャルオイルの違法輸入に従業員が関与していたことを知った同社は、独自に調査を行い、政府へ通報した。
7	グローバル・プライウッド社は、2015 年 8 月にペルーのアマゾンから違法に調達された木材を米国に輸入した際、適切な注意を払うことを怠った。	非	輸入国、原産国の機関が関与する調査:調査は、国土安全保障省捜査局の貿易執行グループと CBP によって行われた。CBP はペルー当局の支援を得て調査を実施した。
8	米国連邦政府保護区でのウォールナットの伐採・搬出。	意図的	2022 年8月29日現在、本件は、法廷において審議中。米国森林局と陸軍工兵司令部が調査中。
6	フロリダ州の合板卸売業者が、中国からの輸入木材製品の高額な関税を回避するために、隠れ蓑となる会社を通じ、詐欺のテクニックを用いた。	意図的	情報なし

出典:執筆者作成

楽器完成部 指板、 * 申告書は、ギブソン・ギター社を荷受人として特定すべきだったが、代わりに他の会社の名前を荷受人として記載していた。また、ある貨物では、単板、 品と誤表示されていたが、実際は H.S.4407 類の製材であった。インドでは、すべての樹種で H.S.4407 類の輸出が禁止されている。 ** 製材所のオーナーは、米国農務省森林局法執行官(USDA Forest Service Law Enforcement Officer)からメープルの伐採には許可が必要であることを警告されたが、許可 されていない伐採業者からメープルを調達し続けた。

***違反は、適切な注意を払わないことによるものであり、一見した限りでは意図的でないように見える。

²¹ chrome-extension;//efaidnbmnnnibpcajpcglclefindmkaj/https://2009-2017.state.gov/documents/organization/171259.pdf

2-3-1-2 改正レイシー法の実施における課題

1) APHIS が申告義務の実施において直面した課題

2013 年、APHIS は毎月 4 万件のレイシー法の下での申告を受け取っている(紙の申告は 5 千件)と報告したが、同時に申告義務の遵守に重大な問題があることを確認したとも述べている²²。提出された申告書の多くには誤りがあり、電子申告の約 15%において、属、種、伐採国に関する情報が欠落していた。同様に、紙の申告書の 32%では、少なくとも 1 つの情報(例:エントリー番号、属、種、伐採国)が欠落していたようである。属と種の情報は、少なくとも 5%の申告書において、申告されていないか、不適切に申告されていた。いくつかの申告書では、表示された伐採国が明らかに報告された樹種が伐採された場所ではなく、製品が製造された場所である可能性がある。

このような誤りを発見した場合、APHIS は企業と直接連携し、申告要件の説明を行い、質問に答え、申告書記入を支援するよう努めたと説明している。また、レイシー法の要件について企業に周知するために、業界や貿易に関する外部のイベントにも参加している。

樹種の申告に際し、属は明らかだが、多数の種が使用されている可能性のある特定の製品については、植物種の学名を報告することが難しいため、潜在的な問題があると認識されていた。この問題を解決するために、APHIS は PPQ505 輸入申告書に使用できる特別な用途コードを作成した。APHIS は、スプルース・パイン・ファー(SPF)の特別用途コードを作成した。また、中密度繊維板、パーティクルボード、紙・板紙などの複合木材製品を構成する木材、及び再生材、再利用材、再生木材のための特別な使用コードも作成された。これらの特別な使用コードに関するガイダンスも公開されている23。

2) 改正レイシー法の完全な実施を求める NGO・業界団体による書簡で指摘された課題

NGO・業界団体 25 団体による書簡「違法な木材取引を止めるための提言:超党派による 2008 年改正レイシー法の完全活用」は、2022 年 5 月に発表された。この書簡は政府に対し、改正レイシー法のための十全な資金調達と実施を約束し、以下の行動をとることを求めている。

- ① 違法な木材輸入を阻止し、改正レイシー法の実施、遵守、施行を優先させるというホワイト ハウスによる表明発表。
- ② 2022 年末までに APHIS がレイシー法植物輸入申告の段階的導入を最終化させること。
- ③ 改正レイシー法のための人員、訓練、テクノロジー(申請を分析し、省庁間で執行を調整するためのテクノロジーの迅速な展開を含む)のために、議会が必要な監視を行い、資金を提供すること。
- ④ 生産者と他の国、他の市場との関係に政府が最大限に関与すること。

同書簡には、上記の対応を要請するに至った幾つかの懸念事項が記されている。世界自然保護基金、世界資源研究所、米国森林局により 2019 年に実施された、米国の小売業者から購入した

²² APHIS (2013年5月)。

²³ https://www.aphis.usda.gov/aphis/ourfocus/planthealth/import-information/lacey-act/info-completing-la-declaration/sud

73 の木材製品の樹種申告の正確性を木材解剖試験で判定した研究結果によれば、55%の製品に誤った樹種申告があることが示された。また、同書簡では、レイシー法の申告義務は、依然として米国に輸入される木材製品の約42%(金額ベース)にしか適用されないことが指摘された。木製家具、パルプ・紙、パーティクルボード、ファイバーボードのほぼすべての輸入品について、植物申告が必要とされていない現状が強調されている。同書簡によると、2022年に下院歳出委員会は、APHISにより「執行のペースが懸念されている」ことを指摘し、「残りの製品についても、米国による輸入量が多く、違法性のリスクが高い製品を優先した上で、段階的に導入するスケジュールの詳細を示す」ための報告を要求している。

2-3-1-3 デュー・ケア (適切な注意) の実施

米国の輸入業者がレイシー法に基づく訴追から身を守るための主な方法は、輸入された植物又は植物製品が合法的に収穫、加工、輸出されたものかどうかを判断する際に適切な注意を払うことである²⁴。デュー・ケアは、米国における法的概念である。1981年のレイシー法改正に伴う上院報告書では、デュー・ケアとは「同一又は類似した状況下で、合理的に判断できる者が行う注意の度合い」と定義されている²⁵。2008年に改正されたレイシー法では、デュー・ケアという言葉は使われていないが、この概念は同法違反の罰則において反映されている。罰則は、違反が故意か過失か、そしてデュー・ケアが行われたか否かによって大きく異なる。

連邦政府は、レイシー法を遵守するためのデュー・ケアに関する決定的なガイダンスを作成してはいない。各企業は、多くの要素を考慮しながら、どのようにデュー・ケアを行うかを決定しなければならない。このことは、司法省環境天然資源部部長による以下の声明において強調されている。

「企業は、自社のサプライチェーンに違法に調達された木材が存在することを知っていた場合、あるいはデュー・ケアの実施により知ることができた場合には、その責任を負う。この「デュー・ケア」の義務を満たすための唯一の手順というものは存在しない。「デュー・ケア」の義務における合法性の確認は事実に基づいて判断されるものであり、木材が合法であるという紙切れを入手するだけでは回避することはできない。むしろ、法的義務を果たすために、企業はその特定の分野とサプライチェーンにおいて、合法性を担保する最も効率的な方法を自ら決定することができる26。」

レイシー法に内在するデュー・ケアの義務を満たす単一の手順が存在しないことは、レイシー 法違反で起訴されたエッセンシャルオイルの製造・販売業者のレイシー法遵守プログラムでも明 らかである(1-3-3-1 の事例 6 ヤング・リヴィング・エッセンシャルオイル社を参照)。裁判所と 合意されたコンプライアンス・プログラムには、以下の記述がある。

「法律の定義において、どのような努力が十分な注意となるかに関する明瞭な線引きはない。

²⁴ https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R42119

 $^{^{25}}$ 米国議会、上院環境公共事業委員会、1981 年レイシー法改正、S.736 に付随する報告書、第 97 議会、第 1 会期、1981 年 4 月 27 日、S. Rept.97-123 (Washington: GPO, May 21, 1981), p. 10.

https://www.justice.gov/opa/speech/assistant-attorney-general-todd-kim-delivers-remarks-american-bar-association-s-national.

レイシー法の遵守を保証する文書は存在せず、むしろ、遵守するためには、状況を総合的に判断 して適切なデュー・ケアを行う必要がある。²⁷|

レイシー法の遵守を確実にするために、どのようなデュー・ケアを行うべきかのガイダンスを必要とする企業は、APHIS が提供する「レッドフラッグ」の基本リスト、及び米国司法省の首席弁護士により提示されたその他の「レッドフラッグ」とそれを避けるための取組(詳細は令和元年度版報告書を参照)を活用することができる。加えて、裁判所が定めた幾つかのレイシー法遵守プログラムも、デュー・ケア手続きのガイダンスとして利用することができる(1-3-3-1 を参照)。

2-3-2 リスク低減に関する国等の取組の実施状況

本項では、貿易関連協定の一部である米国への違法木材輸入リスクを低減する取組、違法伐採に関する二国間協定、違法木材の取引に関与した可能性がある個人の米国ビザを制限する方針について取り上げる。

米国・ペルー貿易促進協定、米国・メキシコ・カナダ協定、ベトナム・米国木材協定は、合法性に係るリスクの低減を目的としている点で改正レイシー法と関連性がある。また、3つの協定はすべて、出荷された木材及び木材製品の合法性に関して米国の要請に応じるよう相手国の義務を定めている。特にベトナムとの木材協定は、サプライチェーンの中間国であるベトナムが輸入し、加工されて米国に輸出される木材・木材製品の合法性に対する米国の懸念を反映している点が特徴的である。

2-3-2-1 米国・ペルー貿易促進協定

米国・ペルー貿易促進協定(以下、PTPA)は、米国とペルー間における貿易障害の撤廃、物品・サービスへのアクセスの確保、民間投資の促進を目的とした二国間自由貿易協定であり、2009年2月1日付けで発効している。PTPAでは、第18章「環境」に、強制力のある労働・環境条項が含まれている。環境と労働権の保護に関する条項は、2007年5月10日付けで米国の議会指導者たちにより作成された貿易政策に関する超党派協定の一部として盛り込まれたものである。

ペルーから米国への木材(HS コード 44 類)の輸出は多くないが(2021 年の合計で 1000 万ドル、米国の木材輸入総額の 0.028%) 28 、米国は PTPA に森林ガバナンスに関する措置を含めるよう要求している。これらの対策は、第 18 章「環境」における「森林セクターのガバナンスに関する付属書(以下、森林付属書、Forest Annex) 29 」に記載されている。

森林付属書では、両国が違法伐採や野生動物の違法売買に関連した取引に対策を講じること、また、両国が森林セクターのガバナンスを強化し、木材製品の合法的な取引を促進することが記載されている。森林付属書では、PTPA 発効後 18 ヶ月以内に、ペルーに対し以下を要求している。

 $^{^{27}\} https://cdn.ymaws.com/www.iwpawood.org/resource/resmgr/files/young_living_essential_oils_.PDF$

²⁸ https://comtrade.un.org/data/

²⁹ https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/agreements/fta/peru/asset_upload_file953_9541.pdf

- ① 実施メカニズムを強化する。
- ② ペルーの森林資源の持続可能な管理を妨げたり、損なったりする行為に対して、適切な抑止カレベルの刑事責任と民事責任を与える。
- ③ 木材・木材製品の伐採及び取引に関する法律、規制及びその他の法令の違反を抑止するため に、刑事罰及び民事罰を科す。
- ④ 絶滅危惧種の国際取引に関する条約(CITES)を執行する。
- ⑤ 森林コンセッションの管理・運営を改善する。
- ⑥ 森林伐採と木材製品の取引に関する規制管理と検証メカニズムを補完・強化するツールを開発し、その利用を促進する。
- ⑦ 商業的な木材生産のために自らの土地を管理する先住民族コミュニティの能力を強化、保護、 向上させる。
- ⑧ 保護地域とコンセッション地域を適切に分類する。

森林付属書には、検証及び執行措置が含まれている。ペルーは、米国に木材製品を輸出する生産者と輸出業者に対して定期的な監査を行い、それらの製品が合法であることを確認することが義務付けられている。森林付属書では、米国はペルーに対し、特定の生産者や輸出業者の合法性に関して監査を要求する権利を有し、ペルーは監査結果の要約を米国に提供する義務を負う。また、ペルーは、特定の出荷に対する合法性の確認を求める米国の要請に応じる義務もある。加えて附属書では、出荷を確認する目的でペルーが手配する現地訪問に、米国当局者が参加するための手続きも定められている。

森林付属書では、各政府に対し、一般市民が意見を提出するための手続きを設けることを求めている。また、森林セクターのガバナンスに関する小委員会を設置し、協力を促進し、意見と情報を共有する場を提供することも求めている。

米国では、ペルーからの木材製品の貿易に関する省庁間委員会(以下、木材委員会)が 2009 年 に設立され、森林付属書の実施を監督している。木材委員会は、米国通商代表部(USTR)、米国司法省、国務省、農務省、内務省の高官により構成されている。

1) 改正レイシー法との関連性

PTPA は、2008 年に改正レイシー法が導入された翌年に施行された。PTPA は、米国への違法 木材輸入のリスクを低減し、違法木材の疑いがある場合の米国による調査要請にペルーが応じる ことを義務付けることで、レイシー法の改正の実施を後押しするものと考えられる。米国当局は、提出された植物申告書や、木材・木材製品の出荷の合法性に関するその他の事柄について懸念が ある場合、ペルーに出荷の合法性を確認するよう要請することができる。これまでに既に 2 回の 確認要請があったとされている。

2) 第一回目の確認要請

2016 年、木材委員会はペルーに対し、Inversiones La Oroza SAC 社からの木材の出荷 1 件に関

し、ペルーの適用法令全てを遵守していることを確認するよう要請した³⁰。木材委員会は、同社の 出荷製品にペルーで違法に伐採された木材製品が含まれている可能性を示す公的な報告に基づ きこの要請を行った。この要請に対し、ペルー政府は出荷製品の検証を実施している。この検証 プロセスは、現地での伐採後検査、及び木材管理所、製材所、輸出港を通る木材の輸送の追跡を 含む CoC のレビューで構成されている。検証を行った機関は、国立森林野生動物局(SERFOR)、 森林・野生動物資源監督局(OSINFOR)、ペルー税務監督庁(SUNAT)、ロレート県政府、通商 観光省(MINCETUR)であった。

当該木材は、ロレート県の12の林地権所有者にまで遡ることができた。現地調査の結果、一部の木材が無許可で伐採されたこと、加えて年次森林管理計画に記載された立木の一部が伐採地には存在していないことが判明した。検証の結果、同社の出荷量の90%以上が、木材製品の伐採と取引に関する適用法令を遵守していないことが判明している。

2017 年 10 月 19 日、米国は、違法性に関し継続的な問題があると判断し、同社を米国市場から排除した。2020 年 10 月 19 日、USTR は CBP に対し、同社が関連法規を遵守していることを木材委員会に示していないとして、同社からの木材輸入を今後も阻止するようにと指示している。

3) 第2回目の確認要請

2018 年 2 月 26 日、木材委員会はペルーに対し、2017 年に米国に出荷された 3 件の木材が、木材製品の伐採と取引に関する法律、規制、その他のペルーの法令の要件を満たしているかどうかを検証するよう要請した³¹。この要請に対するペルー当局の対応には、3 つの出荷に関するサプライチェーン全体のレビューが含まれていた。審査は、木材の供給元である 7 つの林地の現地視察に加えて、木材加工に携わる製材所、2 つの地方政府機関、木材管理所、輸出港への訪問が行われている。

ペルー当局は、2件の出荷に対しては、法令の遵守を確認している。3件目の出荷に対する伐採 後検査では、樹木が許可された場所で伐採されていないこと、林地所有者の管理計画に不正確な 点があることが判明している。2018年、森林・野生動物資源監督局がこの土地権利に関して行政 手続きを開始し、関連する地方政府を含む所轄官庁にこれらの不正を通知したことが報告された。 この手続きは、現在保留中であると報告されている³²。

2-3-2-2 米国・メキシコ・カナダ協定

米国・メキシコ・カナダ協定(以下、USMCA)が、2020年7月1日付けで発効した。これは、 先の北米自由貿易協定(NAFTA)が刷新されたもので、NAFTAと北米環境協力協定(NAAEC)で定められた環境義務を近代化・強化することを目的としている。

USMCA には、違法伐採木材の国境を越えた取引に影響を与える環境条項が含まれている。米

³⁰ https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2020/october/ustr-announces-enforcement-action-block -illegal-timber-imports-peru

³¹ https://ustr.gov/sites/default/files/Timber%20Committee%20Report%2009.17.18.pdf

³² ペルーからの木材製品の貿易に関する省庁間委員会(2018 年 9 月 17 日)。

国、メキシコ、カナダ間では大規模な木材取引が行われているため、これは重要な意味を持つ可能性がある(表 2.4)。

表 2.4 米国・メキシコ間、及び米国・カナダ間の木材貿易(HS コード 44 類)、2021 年33

	取引額(\$)	世界全体に対する割合
メキシコによる米国からの輸入	991,068,130	42%
メキシコによる対米輸出	840,720,029	96%
カナダによる米国からの輸入	2,284,771,991	59%
カナダによる対米輸出	19,410,488,920	86%
カナダによる米国への再輸出	103,991,052	95%

出典:筆者作成

USMCA の第 24 章「環境」では、強制力のある環境規定が定められている。また、野生動植物の違法取引に関連する諸問題について、各国政府が情報や経験を共有し、検査能力を向上させることを求めている。第 24 条 23 項「持続可能な森林管理及び貿易」において、三か国は「違法伐採及びこれと関連する貿易に対策を講じる」ことの重要性を認めている。また、「各国は、持続可能な森林管理を促進するための政府の能力及び制度的枠組を維持又は強化し、合法的に伐採された林産物の取引を促進することを約束している。加えて三か国は、違法伐採及びそれに関連する貿易に対策を講じるためのイニシアチブを含む、持続可能な森林管理を促進するためのイニシアチブについて、適官、情報を交換し協力することを合意している。

第 24 章では、三か国のいずれかに属する個人が、ある国が環境法の効果的な施行を怠っている場合に、不平申し立てができる手続きと、この提出物がどのように扱われるかが規定されている。三か国によって設立された環境協力委員会の事務局は、この申し立て書類を提示し、当該の国に対して回答を求めることができる。第 24 章では、環境問題を解決するための申し立てに関する各国間の協議と、協議が失敗に終わった場合の紛争解決のためのプロセスが定められている。

1) USMCA の実施

USMCA 実施法では、2020 年度から 2023 年度にかけて USMCA の環境義務を執行する目的で USTR に 4,000 万ドルが割り当てられている。 USTR はこの資金の一部を、持続可能な森林管理 を促進し、違法伐採を撲滅するための省庁間協定に充てている。具体的には、この資金は以下の ために使用されている。

- ① メキシコ政府による木材の判別と検査、土地利用の監視、森林に関する環境規制の施行能力の向上。
- ② 米国レイシー法の申告において、不正取引・不正行為の特定を自動化するための機械学習モデルの開発。
- ③ メキシコ南部の木材生産地域と協力して、森林管理を改善し、合法的に伐採された林産物が

³³ https://comtrade.un.org/

取引できる機会を増やす34。

2) 改正レイシー法との関連性

USMCA は、同協定の下で資金提供される幾つかのプロジェクトを通じて、違法伐採木材の輸入のリスクを低減することが可能であるという意味において、改正レイシー法と関連している。例としては、メキシコ政府による木材の判別と検査の能力を向上させることで、深刻な問題のひとつである植物申告において種を不正確に報告するリスクを大幅に減らすことができる(1-3-1-2参照)。

環境協力委員会の事務局は、疑わしい木材の出荷に関する申し立てを受けることが出来るが、 USMCAには、PTPAの森林ガバナンスの付属書にあるような検証を要求する権利と手続きはない。しかしながら、これらの権利と手続きは、USMCAと同時に交渉された米国とメキシコ間の 環境協力・税関検証協定に記載されている。

2-3-2-3 米国・メキシコ間の環境協力・税関検証協定35

2019 年 12 月 10 日、米国とメキシコは、「環境協力・税関検証協定(以下、CVA)」に署名した。CVA は、USMCA の第 24 章に明記された環境義務の遵守を促進することを意図し、第 24 章を遵守した物品及びサービスのみを取引させることを目的としている。

1) 改正レイシー法との関連性

PTPA の森林付属文書と同様に、CVA のセクション IV「林産物伐採に関連する検証」では、双方の国が相手国に対して、貨物の合法性を判断するのに役立つ情報の提供を要求できるとされている。また、情報を要求した国は、合法性の判断に役立つ追加的な手順に従い取組を行うよう相手国に要求することもできる。要求された国が現地訪問を計画する場合、要求する側の国は自国の職員が現地訪問に参加することの許可を求めることもできる。また、CVA では、検証の要請を含め、一般市民が意見を提出するための手続きを設けることを両国が約束している。

2021 年 3 月、USTR は CPA に基づく最初の要請を行っている。この要請に関する詳細は、USTR のウェブサイトでは確認できていない。その他の情報源によると、当該の要請は、コロンビアからの違法伐採木材のメキシコへの輸入と米国への再輸送の可能性に関連するものとされている36。同じ情報源によると、USTR は、メキシコがこの要請に対して前向きに回答したと報告している。

³⁴ USMCA Environment Monitoring & Enforcement https://ustr.gov/sites/default/files/files/agreements/usmca/USTR%20 ENV%20USMCA%20IAAs.pdf

³⁵ https://ustr.gov/sites/default/files/IssueAreas/Environment/Environment_Cooperation_and_Customs_Verification_Agreem ent_121019.pdf

³⁶ https://www.opportimes.com/usmca-customs-inspection-and-the-environment/

2-3-2-4 違法伐採に関する二国間協定

1) 初期の MoU

過去 20 年間、米国は違法伐採に関連するいくつかの二国間協定を結んできた。初期の協定には、米国・インドネシア間の「違法伐採と関連貿易の撲滅に関する覚書」(2006 年 11 月)と米中間の「違法伐採と関連貿易に関する覚書」(2008 年 5 月)がある。インドネシアとの MoU は、その後の協定に見られる調査の権利と手続きを定めたという点で重要であった。この MoU では、両国とも、木材及び木材製品が相手国に合法的に輸出されたかどうかについて、相手国に確認を求めることができた。また、この MoU では、一方の国の政府当局が、他方の国での違法伐採やこれと関連した取引に関連する犯罪の捜査に参加することも可能であった。米国は少なくとも一度、インドネシアから出荷された木材の合法性に関する情報を要求している3%。近年、これらのMoU に基づく記録を掲載したネット上の情報はない。

2) ベトナムと米国間の違法伐採及び木材取引に関する協定

ベトナム社会主義共和国政府とアメリカ合衆国政府との間の違法伐採と木材取引に関する協定³⁸ (以下、木材協定)については、令和3年度林野庁委託事業「クリーンウッド」普及促進事業のうち違法伐採関連情報の提供(生産国における現地情報調査)報告書³⁹の2章に詳しく述べられている。本項では、木材協定の背景を含めた要約を行い、その実施状況に関する最新情報を提供する。

2020年10月、当時のトランプ大統領の指示により、USTR は違法木材の輸入及び利用に関連したベトナムの法令、政策、事例に関し、通商法301条による調査を開始した。USTR は、ベトナムが米国に輸出する加工木材製品の多くが他国で違法に伐採された木材により製造されており、これが環境に悪影響を与えるのみならず、米国の労働者や企業にとっても不公平な状況をもたらしているとの主張に基づいてこの調査を実施している。2021年、米国はベトナムから9億8300万ドル相当の木材・木材製品(HSコード44類)を輸入しており、これは同国の木材・木材製品の総輸入量の2.8%を占めた40。

上述した調査終了後に、両国は木材協定に署名している。米国はベトナムから米国に輸出される木材製品に関税を課さないことに同意し、ベトナムは違法伐採とそれに伴う木材取引に関する米国の懸念に対処することを約束した。

木材協定には、ベトナムが木材合法性保証システム(以下、VNTLAS)を強化するという誓約が含まれている。VNTLAS は、2019年6月に発効したベトナムとの自主的パートナーシップ協定(VPA)に基づき、EU が推進してきたものである。VPA は、ベトナムから EU に輸出されるすべての木材及び木材製品が合法的な供給源によるものであることを保証することを目的としている。その中では、ベトナムが取組を進めるべき VNTLAS の要素として、合法性の定義、合法性遵守の検証主体、サプライチェーン管理、遵守状況の検証、ライセンス、内部検査とフィード

³⁷ https://www.iges.or.jp/en/pub/enhancing-customs-collaboration-combat-trade/en

³⁸ https://ustr.gov/sites/default/files/files/Vietnam%20Timber/VN%20Timber%20Agreement%20Text%20 (9-30-21) .pdf

³⁹ https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r3/r3report_3.pdf

⁴⁰ https://comtrade.un.org/data/

バックの仕組み、独立評価が挙げられている⁴。 2020 年 9 月、ベトナムは VNTLAS の法的根拠 となる政令第 102/2020/ND-CP を発行した。

この木材協定を通じて、米国は VNTLAS の計画にも影響を及ぼしている。木材協定の下、ベトナムは VNTLAS を修正することを約束したが、そのためには政令第 102 号を修正する必要がある。

政令第 102 号では、低リスク国の基準が定められ、リストが公表されている。2020 年 11 月、ベトナム農業農村開発省(MARD)は、51 の低リスク国のリスト(「ポジティブ・ジオグラフィカル・リスト」)と、これまでにベトナムに輸入されたことがある木材樹種のリスト(322 種)を発表した。高リスク国とは低リスク国リストに記載されていない国であり、高リスク種とは樹種リストに記載されていない種である。しかしながら、木材協定の第7条は、ベトナムに対し、違法伐採、違法木材取引、木材の合法性証明文書の不正利用のリスクを考慮し、低リスク国の選定基準の見直しを含めた政令第102号の改正を求めている。

木材協定の第5条では、ベトナムは輸入検査を強化し、リスクのレベルに見合ったものにすること(例:高リスク木材に対する厳しい税関検査)を約束している。第6条では、ベトナムは、VNTLASにおいて使用されている企業分類システムを改訂し、サプライチェーンのすべての事業体(政令第102号の焦点である木材加工・輸出企業のみならず)が対象となるように、その他の措置を講じなければならないとしている。第8条では、ベトナムは、国内伐採木材とその木材を使った木材製品の輸出が、仕向け地に関係なく、全量を検証対象とすることを約束している。第6条、第8条ともに、政令第102号の改正を必要とする条項である。

第9条では、ベトナムは、米国やその他の市場への輸出が、FLEGT(森林法の施行・ガバナンス・貿易)ライセンスの取得に必要とされるものと同等以上に厳しく管理されるように努めなければならないとしている。第10条は、ベトナムが木材供給国と協力して、木材輸入の合法性を検証する文書を入手し、その文書の信憑性と正確性を評価することを約束するものである。ベトナムは、データ交換の形式化、共同の調査及び公訴の実施、生産者と輸出業者の定期的な監査を行うことを定めた覚書を通じて、高リスクの供給国と協力することを約束している。第12条では、ベトナムは、ベトナムに輸入される木材又は木材製品に対して行われた検査、デュー・デリジェンス、監査に関連する情報を、米国の要求に応じて提供することに同意している。

木材協定の実施を監督するため、USTR と MARD が共同議長を務める木材作業部会(以下、TWG)が設置され、年 2 回の会合が予定されている。TWG は、貿易データ、VNTLAS の実施、高リスク輸入品の特定、違法伐採及びこれに関連する貿易イニシアチブ等に関する情報及びアップデートを交換するため、木材協定にとっての中心的な役割を果たすことになる。TWG は 2022年 4月 20 日に初会合を開催した。USTR はこの会合で、木材協定に基づく約束の実施に関するベトナムの進捗状況、現時点及び将来における技術的な支援や能力向上のためのアクティビティの可能性に焦点を当てた議論を行ったと報告している42。

⁴¹ https://ec.europa.eu/environment/forests/pdf/Vietnam.pdf

⁴² https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2022/april/united-states-and-vietnam-hold-first-meetin g-timber-working-group

2-3-2-5 査証(ビザ)制限政策

2020年11月、米国国務長官は、移民国籍法(Immigration and Nationality Act, INA)の第212項(a)(3)(C)に基づき、野生動物、野生動物の部品や製品、木材、木材製品の密売に加担している、又は関与していると考えられる個人、及びそれら個人の親類を対象とした新たなビザ制限政策を承認した。この政策により、国務省は、野生生物及び木材の密売人、及びその直系家族の米国への入国を拒否することができる43。

2-3-3 事業者や業界団体によるリスク低減措置に関する事例

2-3-3-1 レイシー法遵守プログラム

レイシー法違反に関する裁判のうち 3 つの判決には、裁判所と企業間でレイシー法遵守プログラムが合意されている。表 2.3 の事例 1 ギブソン・ギター社、事例 3 ランバー・リクイデーター社、事例 6 ヤング・リヴィング・エッセンシャルオイル社の 3 つのケースがそれにあたる。遵守プログラムは、裁判所と企業によって合意され、企業がレイシー法の遵守を確保するための最低限の手続きを定めている44。表 2.5 は、それぞれのプログラムの主な特徴である。各遵守プログラムの間には違いも見られるが、共通する部分も多い。

Eliminate, Neutralize, and Disrupt Wildlife Trafficking Act of 2016 P.L. 114-231, Sec. 301 (d) 2021 Strategic Revie w, https://www.state.gov/wp-content/uploads/2021/11/2021-Strategic-Review-END-Act.pdf

⁴ 令和元年度版報告書 では、これらの遵守プログラムのうち 2 つ(事例 3 ランバー・リクイデーター社、事例 6 ヤング・リヴィング・エッセンシャルオイル社)について詳しく説明されているが、残りの 1 件(事例 1 ギブソン・ギター社)については著者が入手できなかったため、詳しくは説明されていない。しかし、この遵守・プログラムは、以下のサイトで確認することができる。この遵守プログラムは、ギブソン・ギター社と政府間の刑事執行協定の付属書 B である。https://issuu.com/hfmag/docs/gibson_lacey_act_compliance_program

ランバー・リクイデーター社, ギブンン・ギター社 表 2.5

表 2.5 キフソン・キター社,	メーセ,フノハー・リンイアーダー位,ベ	ノン・シンイン・エン・アン インゲン インゲン フィー 江海 ゴンロン ノムの 井み 17年	
事例番号	事例 1:ギブソン・ギター社	事例 3:ランバー・リクィデーターズ社	事例 6:ヤング・リヴィング・エッセン シャルオイル社
文書名	レイシー法遵守プログラム	レイシー法準拠のフレームワーク	レイシー法遵守プログラム
本文の容量	5 ページ	ジー~8	25 ページ
方針ステートメント	• 違法に伐採、又は原産国から輸出さ	当社は、良き「企業市民」として、事	• 当社はサプライヤーに対して、レイ
	れた木材と知りながら購入するこ	業を行う地域において適用される法	シー法をはじめとする植物保護法や
	とはありません。	律、規則、規制を遵守することを約束	植物製品の取引を規制する法律の遵
	当社は、レイシー法に違反する事業	します。	守に協力するよう求めます。
	者との取引を停止し、必要に応じ、	上記の約束を果たすために、第三者機	当社は、植物及び植物製品が、自社の
	関係当局に通知します。	関の専門家と相談しながら、関連する	環境及び倫理的価値観を反映した、合
		方針の更新・改訂を行います。	法的かつ持続可能な供給源から得ら
		当社は、すべての従業員がレイシー法	れるように努めます。
		の要求事項を遵守する責任を負うこ	
		とを確認するための業務行動・倫理規	
		範を実施・維持します。	
		当社は、店舗で販売する商品及び当社	
		が取引を行う個人・団体に関する関連	
		情報を調査・検討・確認することによ	
		り、十分な注意を払い、入念な確認を	
		行います。	
社内における		• あらゆる部門の当社従業員は、会社に	遵守プログラムの実施に関するチー
デュー・ケア実施の		よるレイシー法遵守を保証するため	フ・コンプライアンス・オフィサー
責任		の最も重要な責任を負っている。	(CCO) の責任には、中・高リスクの
		各部門のリーダーは、自らのチームと	サプライヤーとの取引の承認、レイ
		関係する第三者が、必要なすべての遵	シー法監査・監視に関する年次計画の
		守手続きに従うことを保証する責任	作成、改善・緩和策の実施、レイシー
		がある。	法及び遵守プログラムに関する研修
		チーフ・コンプライアンス・オフィ	とアップデートが含まれる。

		サー (CCO) は、レイシー法遵守体制	リスクの高い製品及びサプライヤー
		の監督に責任を負っている。	は、最高経営責任者 (CEO) により承
		CCOは、最高経営責任者(CEO)及び	認される。
		取締役会へ報告を行う。	当社の調達担当者は、供給リスクを管
		「レイシー班」が設けられ、CCO への	理又は低減するための努力を行う。
		報告を行う。レイシー班は、レイシー	● 部門管理者は、従業員が適切なトレー
		法により求められる要件にフォーカ	ニングを受けることを保証する第一
		スする。	の責任を負っている。
デュー・ケアの手順	同社では、7 つのステップからなる	同社のデュー・ケアにおける取組は、	• 同社では、5 つのステップからなる
	「デュー・ケア基準」を設けている。	4つのステップで構成されている。	「デュー・ケア基準」を設けている。
	ステップ 1:遵守プログラムを実施でき	ステップ1:リスク評価	ステップ1:サプライヤーの教育
	ないサプライヤーがいないか、各サプラ	レイシー班は、サプライヤーのリスク	すべてのサプライヤーは、会社が作成
	イヤーとコミュニケーションを取る。	を評価する際、8 つの要因を考慮す	した「サプライヤー向けレイシー法頼
	ステップ 2: 遵守プログラムのために作	る。そのうちの1つが製品リスクであ	要」を用いて、レイシー法及び会社の
	成されたチェックリストを用いて、サプ	% °	遵守プログラムについて周知される。
	ライヤー及びその木材の供給元について	当社は、各サプライヤーを低リスク、	サプライヤーへの教育は、毎年実施す
	質問し、木材製品に関する最低限の法的	中リスク、高リスクに分類し、各サプ	%
	要求事項を満たしているかどうかを判断	ライヤーとの取引に関する具体的な	ステップ2:サプライヤーの評価
	する。	制限を定める。	• 「製品リスク」と「サプライヤーリス
	ステップ 3:高リスクな供給源を特定す	低リスクの場合は3年ごと、中リスク	ク」の要因にアクセスし、どの製品を
	るために独自の調査を行う。本調査には、	の場合は2年ごと、高リスクの場合は	調達するか、どのサプライヤーと提携
	インターネット調査、米国又は外国の専	1年ごとに評価するものとする。	するかを決定する。
	門家又は当局との協議、サプライヤー/	中・高リスクのサプライヤー、及び中	サプライヤーを評価するために必要
	森林の現地訪問の手配、合法的な輸出に	リスクの製品を提供している低リス	な取組や方法は、入手可能な公開情報
	必要な文書及びサプライヤーから受け	クのサプライヤーを対象に、少なくと	の量、サプライチェーンの複雑さ、植
	取った当該文書の有効性に関する現地当	も四半期に一度、現地監査を実施す	物製品のリスクなどの要因に依る。
	局及び/又は専門家との協議等によって	ν _ο	当社は、サプライヤー評価チェックリ
	行われる。樹種のリスク評価は、ワシン	リスク評価手法の継続的な評価を行	スト」及び「新規調達オイル・サプラ
	トン条約に記載されている樹種、IUCN	う。	イヤーチェックリスト」を作成し、サ

国内の絶 UNEP-WCMC 樹種データベースを用い 滅危惧種又は絶滅危惧種のリスト 絶滅危惧植物のレッドリスト、 て実施されるものとする。

ステップ 4:木材購入前にサンプル書類 を要求する。木材が合法的に伐採された 書類の有効性を ものかどうかを確認し、 確認するのに役立てる。 ステップ 5:収集したすべての情報を検

討した上で、決断を行う

ステップ 6:合法性を確保するために実 施したすべての取組を文書化し、記録を 保持する。 **ステップ 7:**少なくとも年に一度、各サプ 違法行為に関する政府の監視リストに掲 載されていないかどうかを確認する。実 際のサプライチェーン、方針、手順の監 **査を毎年実施し、必要に応じて是正措置** ライヤーに対するデュー・ケアを行い、 をてる。

8: 合法性に少しでも不安があ 木製品を購入しない。 る場合は、 ステップ

ステップ2:供給業者の検証・評価

と協力し、供給業者が当社の基準を満 たすことができるように一連の手続 当社がレイシー法の要件を含む事業 レイシー班は関連するビジネス部門 きを完了させる。その手順は以下の通 を行う新しい供給業者と関わる場合、

- リスク評価。
- 発注書レベルでの評価の試行。
- ワイツー班のメンバー、第三者認証機 関、又は業界経験のある第三者監査人 による監査。
- 語学力の習得、及び提出される調達と 合法性に関する書類の査定にそのス キルを活用すること。
- CCO は、新たなサプライヤーとの取 引を許可する前に、これらの手続きの 検討を行う。

ステップ3:発注書レビュ

伐採場所、伐採の合法性、木材の CoC 木材製品の輸入に先立ち、レイシー班 のメンバーにより行われる。

を示すすべての書類を確認し、ファイ

- 市場価格と提示価格を相対的に見 リングする。
- 過去に使用されたことのある文書か どうかを確認する
- に記載された木材の数量を裏

プが実施 プライヤー評価の全ステッ されていることを確認する

ステップ3:サプライヤー認証

伸 当社は、サプライヤーにレイシー法の ヤーがその情報を理解していること シー法遵守プログラム-のレビューと を確認した後、サプライヤーにレイ ムをサプライヤーに提供し、サプライ 要求事項を伝え、会社の遵守プログ 年同じことを行うよう要求される。 実行を要求する。サプライヤーは、

ステップ4:リスク評価

認証の一環として、各サプライヤーと 植物製品には、カテゴリーが割り当て られ、当社のために植物製品を提携又 は調達するのに必要とされる適切な 承認プロセスが決定される。

- 12 の要素を考慮し サプライヤーリスクは、 製品リスクは、 評価される。
- さらに 12の 要素を考慮して評価される。
- リスクのサプライヤーや製品につい 中、高のいずれかの 硘 当社は、製品及びサプライヤーのリス 各要因に対するリスクと、植物製品又 はサプライヤーに対する総合的なリ スクスコアを割り当てている。各リス ての定義が示され、総合リスクスコア クに関するマトリックスを使用して、 スコアが設定されている。低、 ク要因には、

法の年次監査・モニタリング計画を作 介 ア合計 28 以上) については、購入の 際に遵守に関する最高責任者、及び最 規サプライヤーからの新製品につい れている。また、「発注書レビュー及 び検証チェックリスト」と「リスク評 伐採・加工の現地 動が規定されている。例えば、リスク の高い植物及び植物製品(リスクスコ ٢ 植物製品又はサプライヤーのリスク ₩ ヤーに対して定期的に実施される。新 手順書」を作成している。この手順書 には、植物製品のリスク評価が反映さ 価及び発注書レビュー手順に関する ては、発注書レビューにサプライ 発注書レビューは、既存のサプライ スコアは、今後のリスク評価の頻度 チェーンに関する文書の作成と評 の手引きとなる文書「発注書レビュ リスクスコアが 20 点以下のサプラ リスクカテゴリーごとに、取るべき 高経営責任者の承認が必須となっ が含まれる。当社は、発注書レビュ 遵守に関する最高責任者は、レイシ フローチャート」も作成している。 ステップ 5:監査・モニタリング ヤーは、低リスクと評価される。 には範囲が設定される。例えば、 監査には、 決定する。 成する。 53° PPQ-505 宣言書を見直し、すべての 発注書が、法的に根拠があると思われ 継続的なモニタリングが企業活動に すべての文書が、内部的に一貫性があ 情報が文書と整合しているか、また文 書によって裏付けられているかどう 輸入時に PPQ-505 申告書を提出す るかどうかの判断を、その判断根拠を 監査・モニタリングでは、現場監査及 組み込まれているかどうかを確認す び机上監査、必要な是正措置の確認、 ステップ 4:監査・モニタリング り、合理的であるかを判断する。 付ける書類かどうかを判断する 含めて文書化する かを判断する。

			調査、インタビュー、文書の確認、植
			物製品のサンプリングによる種の確
			認等が含まれる場合がある。
製品リスクの評価要	1. 法的/規制上の要件(伐採禁止や輸出割	(伐採禁止や輸出割 1.	ワシントン条約やその他の植物保護リ
**	当など)。		ストに掲載されているかどうか。
	2. 違法又は非倫理的な伐採の報告例。	:伐採の報告例。 2.	保護区など、植物の採取ができない場
	3. 樹種代替の可能性。		所。
	4. 樹種の保護状況。	3.	植物保護のための国、州、その他の法
			律。
		4	ロイヤリティ、税金、又は立木代金に
			関する規制。
		5.	法的に必要とされる伐採許可証やライ
			センス、その街の認可。
		9.	採取及び植物の移動又は輸出に対して
			法的に課されている制限。
		7.	違法又は非倫理的な採取の報告。
		8	他の植物との混同や代替の可能性があ
			8%
		6	採取方法の持続可能性。
		10.	3. 種、属、生育地を決定し確認するため
			の信頼性の高い試験と手法。
		11.	1. 採取場所及び/又は収穫者の直接的な
			監査又はその他の評価結果。
		12	12. 採取される国別の汚職腐敗度指数

ライヤーのリス	1. 製品リスク評価	1. 供給業者/サプライヤーの汚職腐敗度
	2. 森林とサプライヤー間の垂直統合のレ	指数。
要素	ベル。	2. 収穫者、加工業者、輸出業者、輸入業
	3. 第三者による国レベルの汚職格付け。	者の垂直的統合。
7	4. 民間団体や政府の第三者機関が指摘す	3. サプライヤーが法的な採取要件に合
	る合法性に関する懸念。	致した文書を提供できること。
	5. 通常とは異なる取引や販売方法。	4. 収穫から始まる CoC を証明する文書
9	6. 相対的な市場価格と売値。	を提供できること。
	7. レイシー班メンバー、第三者認証機関、	5. サプライヤーがリスクの高い植物を
	又は専門業界の専門知識を持つ第三者	自社に販売しているかどうか。
	監査人により実施された、サプライ	6. 政府又は第三者から提起されたサプ
	ヤーの事業所での対面監査の結果。	ライヤーに関する法的又は倫理的な
<u>∞</u>	1. サプライヤーが、合法的な伐採と CoC	源沙。
	の一貫性を実証するのに十分な文書を	7. 通常ではない取引や販売方法(例:
	提供できること。	キックバック)。
		8. 相対的な市場価格と売値。
		9. サプライヤーの敷地内及びサプライ
		チェーン内における他者による、事前
		の対面監査又はその他の評価の内容
		及び結果。
		10. 当社とサプライヤーの関係の長さ。
		11. サプライヤーが植物製品の調達に関
		する方針及びこれをその実施した証
		拠を提供したかどうか。
		12. 書面による契約の締結、監査への同
		意、研修への参加、及び書面による遵
		守プログラムの開発に対するサプラ
		イヤーの意欲。

改善及び緩和措置	法令違反が発覚した場合、当該サプライ	• もし、当該製品が自社の要求事項を満	会社の担当者は、追加情報を入手し、
	ヤーとの取引を停止し、必要に応じ関連	たしていないと判断した場合、発注を	リスクを低減する手段を実施するこ
	当局に通知する。	停止する。	とにより、製品又はサプライヤーのリ
		当社は、原材料の属・種・産地などを	スク要因を計画的に下げるために、サ
		確認するために、必要に応じて製品の	プライヤーと協力しなければならな
		DNA 検査や同位体検査を要求する場	°,′¬
		合がある。	リスク低減戦略は合理的、かつ十分に
		中・高リスクの製品については、無作	文書化されていなければならない。
		為に樹種を特定するプログラムを開	• 当社の担当者が、製品が遵守プログラ
		発する。	ムの要件に準拠していないことを認
			識した場合、その出荷は停止される。
サプライチェーンと		発注書審査では、森林レベルまでの書	理想的には、リスク評価の一環として
CoC (Chain of		類を用いて、製品の出所までを遡り、	行われるサプライチェーン文書のレ
Custody)		切れ目のなく検証された CoC を確立	ビューにより、収穫場所から企業によ
		4 2°	る受領まで、切れ目のなく検証された
			CoC が確立されること。
			偽造の危険性があるため、書類の信頼
			性を確認する。
			• 原産地証明書を作成し、サプライヤー
			に提供する場合もある。
第三者認証	当社は、すべてのサプライヤーに対して、		
	FSC などの第三者認証団体と協力して、		
	伐採方法の合法性と持続可能性を検証す		
	ることを推奨している。		
従業員の教育	当社は、毎年のサプライチェーンの監査	• 部署のリーダーは、従業員が適切なト	当社は、レイシー法違反の疑いや懸念
	に加え、遵守プログラムに関するトレー	レーニングを受けられるようにする	がある場合に報告を行うための研修
	ニングを担当の従業員に提供する。	責任を負う。また、CCO はレイシー法	や仕組みを従業員に提供する。
		の要件に関連するトレーニングや最	レイシー法及び遵守プログラム関し
		新情報を提供する責任を負う。	て、毎年従業員への再教育を実施す

		• レイシー法の影響により責任を負う	%
		従業員及び第三者を対象に、年1回の	
		研修を実施する。	
内部統制	当社は、遵守プログラムに違反した従業	当社のレイシー法遵守プログラムに含ま	遵守プログラムの手続きに違反したこと
	員を懲戒し、その懲戒に関する記録を保	れる手順のいずれかに違反したことが判	が判明した従業員は、懲戒処分の対象とな
	存する。	明した従業員は、懲戒処分の対象となる。	89.0
記録の管理	当社は、遵守プログラムの記録を少なく	当社はレイシー法の遵守に関連するすべ	5つのデュー・ケア業務のそれぞれを文書
	とも5年間保存する。	ての記録を最低5年間保存する。	化し、その証拠書類を少なくとも5年間保
			管しなければならない。
実施スケジュール			→ 以下に挙げる要因により、プログラム
			の完全な実施には時間がかかると考
			えられる。
			当社のサプライヤーがレイシー法を
			認識していること、エッセンシャルオ
			イル業界ではレイシー法遵守プログ
			ラムの経験がないこと、当社の取引に
			は多くの植物や植物製品が含まれて
			いること、デュー・ケア行使を支援し
			ている木材及び木材取引業界と比較
			できるようなエッセンシャルオイル
			に関するレイシー法関連の輸入申告
			がないこと。

出典:筆者作成

2-3-3-2 合法木材の調達/ソーシングにおけるデュー・デリジェンスのための米 国国家規格

令和元年度版報告書では、「合法木材の調達/調達におけるデュー・デリジェンスのための米国国家規格 ANS LTDD 1.0 2015」について紹介しているが、同規格の背景、内容、木材関連事業者による導入状況及び導入されていない事例については触れていないため、本報告書で補足説明する。

同規格は、後に DHA(Decorative Hardwoods Association、以下、DHA)に名称が変更された 広葉樹合板・単板協会の資金提供により作成されたものであり、一般に DHA 規格と呼ばれている。DHA はバージニア州スターリングに本拠を置き、米国の広葉樹合板、広葉樹単板、広葉樹の 集成フローリング業界を代表する団体である。北米で製造される広葉樹合板のストックパネルと 広葉樹単板の 90%が会員企業により生産されている45。2022 年の会員一覧は、ウェブページで見ることができる46。

DHA 規格はデュー・デリジェンスに関する規格であり、森林の持続可能性、合法性の検証、CoC、製品ラベリングなどの認証規格ではない。同規格は、米国国家規格の開発手続きの下で開発され、2015 年 3 月 17 日付けで米国国家規格協会によって承認されており、ひとつの業界団体によって提唱されたものだが、任意でありながらも国家的な合意に基づく規格である。同規格は、企業が自己認証を行う場合、あるいは第三者機関に依頼してデュー・デリジェンス手順の監査を受ける際にも利用できる。DHAの一部である Capital Testing and Certification Services (旧 HPVA Laboratories) では、この規格への準拠を証明するサービスを提供している。

DHA 規格の目的は、企業がサプライチェーンに違法木材及び木材製品が混入するリスクを大幅に低減するために、適切な品質保証プログラムを確立し、リスク管理におけるデュー・デリジェンスの実証を支援することにある。同規格は、ギブソン・ギター社とランバー・リクイデーターの遵守プログラムを参考に、EU 木材規制、オーストラリアの違法伐採禁止法、レイシー法、及び違法木材の伐採・購入・利用に関する法的要件を有する他の国の政策を考慮して作成された。同規格の基本要件は以下の通りである。

1) 品質保証プログラム

事業者は、デュー・デリジェンスプログラムを実施するために、購買方針、プログラムの管理 責任を負う有資格者、インフラと管理システム、文書管理プログラムから成る品質保証プログラ ムを確立しなければならない。

2) リスク評価の工程

事業者は、供給元が違法木材の供給リスクが高い国かどうか、また、その樹種の伐採や取引が特定のライセンスを必要とするものか、あるいは法的に制限されているかどうかを判断するために、樹種のレベルでのリスクを評価する必要がある。高リスク国からの調達や法的に制限された

⁴⁵ https://www.decorativehardwoods.org/about

⁴⁶ https://www.decorativehardwoods.org/sites/default/files/2022-02/DHA%202022%20Where%20to%20Buy.pdf

樹種の調達には、より高度なデュー・デリジェンスが必要となる。DHA 規格では、サプライチェーン全体におけるガバナンス、合法性要件、樹種の特定、リスクの分析をどのように行うべきかに関する指示が示されている。サプライヤーのリスクを評価する際、同規格では、大幅な値引き、現金取引、過去の違法行為、警察や NGO の報告、評判、新規参入等の「危険信号」についての情報を検討するように求めている。

3) デュー・デリジェンスプログラム一輸入業者及び製造業者

DHA 規格では、樹種に関する不確実性と国別リスクのレベルを考慮し、リスクを評価したデュー・デリジェンスに関するマトリクスを提供している(図 2.1)。同規格では、A、B、C、D の各領域において、事業者が実施すべきリスク低減措置を明記している。例えば、D の領域は、最高レベルのデュー・デリジェンスを必要としている。この場合、事業者は、(1) アンケートによるサプライヤーからの情報収集、(2) ワシントン条約の確認、(3) 現地及び国内での監査、(4) サプライヤーとの改善プログラムの策定、(5) 事業者が木材の間接的な購買であり、森林管理区域での直接的な監査ができない場合には、パススルー契約によりサプライヤーに上記の要件を課す、又は当該の木材製品が独自に CoC 認証を受けていること、(6) 森林認証や合法性確認による CoC の証明などの確認が必要とされる。

		樹種に関して不確	
		いいえ	はい
高い国かどうか	いいえ	 A 伐採国まで追跡できる製品 ◆ 木材の保護と輸出に関する適用法令の基礎調査 ◆ サプライヤーは、サプライチェーンにおいて、当該の段階に対応した規格文書を使用している ◆ サプライヤーが危険信号を発していない ◆ 補足:第三者による合法性確認、森林認証、調達先や CoC が確認された製品 	 B 収穫国まで追跡できる製品 木材の保護と輸出に関する適用法令の基礎調査 サプライヤーは必要な樹種に関連した許可を得ている サプライヤーは、サプライチェーンにおいて、当該の段階に対応した規格文書を使用している サプライヤー危険信号を発していない 補足:第三者による合法性確認、森林認証、調達先が確認された製品
リスクの高	いわ	 森林管理区域まで追跡された製品 第三者機関により CoC が認証を受けたサプライヤー又は製品とのパススルー契約* サプライヤーが危険信号を発していない 第三者による製品の合法性検証、又はCoC 認証 	 A林管理区域まで追跡された製品 サプライヤーは必要な樹種に関連する許可を得ている 第三者機関により CoC 認証を受けたサプライヤー又は製品とのパススルー契約 サプライヤーが危険信号を発していない 第三者による製品の合法性検証又はCoC 認証

図 2.1.DHA 規格のデュー・デリジェンスのマトリクス

出典:筆者作成

*注:パススルー契約とは、買い手が直属のサプライヤーに契約上の要件を課し、直属のサプライヤーがそのサプライヤーに同じ要件を課すなど、サプライチェーンの上流で行う契約のこと。

4) 文書管理プログラムの確立

文書の保管・更新方針、機密保持方針、管理手順、改善プログラムなどを含む、文書管理プログラムを実施しなければならない。

5) 検査・検証・監査手順

事業者は、上記のプログラムのための品質管理システムを開発・実施し、事業者とすべてのサプライヤーの目的・目標に関する進捗を年次報告書に記録しなければならない。監査プログラムは、実施されたすべての手続きを文書化するものである。監査は、自己監査と第三者による監査で構成される場合がある。不備に対する是正措置は、特定された上で実施されなければならない。

なお、国際木材製品協会(以下、IWPA)は、2022年5月17日付けでDHAに書簡を送り、規格改訂の努力を認めつつも、規格自体には反対している47。IWPAはその書簡の中で、米国政府がレイシー法遵守のための決定的なガイダンスを提供していないことを理由に、同法の遵守を保証する規格を策定することは不可能であると述べている。これに対し、DHA規格側は主張自体には異論を唱えてはおらず、「本規格はデュー・デリジェンス遵守のための法的助言を構成するものではなく、この規格への適合は、法令を管轄する機関により、法の執行に対する絶対的な防御として受け入れられることを保証するものではない」と述べている。IWPAは同書簡の中で、米国の木材生産者と国内木材製品メーカーにとって、DHA規格の導入は非常に困難である可能性も主張している。IWPAは、(自らの取組を反映した)教育とトレーニングが、レイシー法の適切な遵守プログラムの開発に向けた最も現実的な道であると主張している。次項で説明する通り、IWPAはデュー・デリジェンスに関する幾つかのトレーニングコースを提供している。

2-3-3-3 国際木材製品協会 (IWPA)

IWPA は、北米の国際的な木材製品産業のための業界団体として 1956 年に設立された。IWPA の使命は、「持続可能な方法で管理された森林から生産されたグローバルな木材製品が、北米において受容され、需要が高まるようにすること」である48。IWPA は、広葉樹と針葉樹の輸入に携わる 167 の企業及び業界団体を代表している。2020 年の売上高は 72 万ドル、職員は 4 名である49。

IWPA は、自らのウェブサイトにおいて、世界中の木材製品の合法的かつ持続可能な伐採を支援することを表明している。また、違法伐採に関する立場表明も行っている。この声明において、IWPA は違法伐採を非難し、会員やサプライヤーが事業を行う木材生産国の国内法に基づいた上で、適用される法的要件を遵守することを会員に求めている50。

IWPA は、会員の利益を擁護するために政府への働きかけを行うと同時に、国際熱帯木材機関 (ITTO) や APEC の違法伐採・関連貿易に関する専門家会合 (EGILAT) などの内部フォーラム において積極的に活動している。政治活動委員会 (PAC) は、IWPA の会員の利益を支持する米

⁴⁷ https://cdn.ymaws.com/www.iwpawood.org/resource/resmgr/docs/IWPA_Comments_to_Updated_DHA.pdf

⁴⁸ https://www.iwpawood.org/page/1

⁴⁹ https://www.datanyze.com/companies/international-wood-products-association/20005446; https://projects.propublica.org/nonprofits/organizations/941371133

⁵⁰ https://www.iwpawood.org/page/54

国上院・下院の候補者を支援している。

IWPA は、会員が自主的に活用することができる環境方針と、木材・木材製品に関する環境に配慮した調達方針を提供している。環境方針は企業が持続可能な森林管理を約束するものであり、木材・木材製品に関する環境に配慮した調達方針は、企業がすべてのサプライヤーに対し、優良な慣行と森林管理に関する証拠を求めることを約束するものである。

IWPA は、コンプライアンスとデュー・デリジェンスに関する以下の 3 つのコースを提供している。デュー・デリジェンス研修コースは、2015 年に USAID からの資金提供を受けて世界資源研究所と共同で開発された。

1) 木材貿易コンプライアンス研修とデュー・デリジェンス・ツール

この1日コースでは、レイシー法及び木材製品の貿易に関連するその他の法律の要求事項の分析、リスク評価と文書レビューの実践方法を提供している。本コースでは、参加者が自社の市場に合わせたコンプライアンス・システムを構築できるよう、リソースと手順について説明している。

2) 木材貿易コンプライアンス上級編

このコースでは、調達戦略、リスク評価方法、サプライチェーン管理、サプライヤーのコンプライアンス検証について学ぶことができる。また、最新の規制や施行措置に関する最新情報も提供している。

3) 木材貿易プロフェッショナルのための監査

この半日コースでは、木材貿易のプロフェッショナルに対し、コンプライアンス監査、不適合 と是正措置への対応、机上監査と現地監査に関する一般的な手法を紹介している。

2-3-3-4 企業によるレイシー法を遵守した合法木材の調達方針

本事業では、大手企業のレイシー法担当者にオンラインインタビューを実施した。以下はインタビューの結果である。

A 社は、米国の大手フローリング卸売業者であり、ハードウッド・フローリングの輸入業者の一つである。米国内で 36 店舗を展開し、400 人以上のスタッフを雇用している。2021 年の売上高は推定 3 億 3500 万ドルである。

A 社は、レイシー法を遵守し、合法な木材を調達するという方針を表明している。この方針において、同社は、出所が不明な木材製品を故意に購入しないこと、また原産国で違法に生産された木材製品や、サプライチェーンの一部で違法に取引された木材製品を故意に購入することはないと述べている。また、製品戦略担当副社長や環境コンプライアンス・マネージャーなど、レイシー法の方針と手続きを実施する責任者が任命されている。

合法性リスクを最小化するための同社の手順における主要なステップは、(i) 情報収集、(ii) リスク評価、(iii) リスク管理と低減、(iv) 継続的な実施、である。また同社は、国別リスク、サプ

ライヤーリスク、製品リスクのそれぞれを評価している。リスクは「高」「低」のいずれかに分類 される。以前は「中」というカテゴリーも使用されていたが、カテゴリー分けが複雑になりすぎ るという理由で使用が停止されている。

1) 国別リスクの評価

各国の合法性リスクの評価には、汚職腐敗度指数に加え、FSC(森林管理協議会)や Preferred by Nature の国別リスク評価が参考にされている。A 社では、幾つかの国をリスクが高すぎると判断し、たとえ合法性や持続可能性が独自に証明された木材であっても、その国からの輸入を行わないことにしている。アフリカ諸国、ロシア、ウクライナはリスクが高すぎると判断されている。ロシア産オーク材は違法に伐採され、中国の工場で加工された後、米国で販売され、しばしば「ヨーロピアンオーク」と表示されるリスクが高いため、A 社はロシアからのオーク材を購入していない。また、A 社はブラジルからの調達における重大なリスクを認識しているため、合法性リスクを低減する強力な内部システムを持つブラジルのサプライヤーからのみ床材を調達することとしている。

2) サプライヤーのリスク評価

サプライヤーのリスク評価については、インターネットを含む様々な情報源から独自に情報を収集し、サプライヤー社内の内部手順をチェックすることで合法性を確認し、すべてのサプライヤーに工場製品申告書(Mill Product Declaration)の記入を要求している。また、独立したチェックとして、サプライヤーが過去に違法伐採木材を使用したことがあるかなど、高リスクを示し得る要因についての情報を収集している。他方、サプライヤーは「工場製品申告書」において、自社が扱うすべての製品に使用している木材の樹種と伐採地に関する情報を提供している。後日、サプライヤーが、工場製品申告書に記載されていない国から調達した樹種・木材を含む製品を同社に送ろうとした場合、製品を発送する前にA社の承認を求めなければならない。

A 社は、海外のサプライヤーや他の米国の輸入業者から直接フローリングを購入している。後者の場合には、リスク評価を行う際に、輸入業者のデュー・ケア手順を確認することとしている。

3) 樹種リスクの評価

樹種のリスク評価について、A 社はワシントン条約の付属書を参照し、天然林からの木材と人工林からの木材を区別している。A 社は、天然林の木材だけでなく、人工林からの木材にも合法性のリスクがあることを認識しているが、サプライヤーの工場が様々な森林から木材を調達している場合があるため、すべての人工林からの木材の出所を追跡することも非常に困難であることを認識している。それ故に、合法性リスクを可能な限り低減するため、ビジネスとして現実的な手段を講じるというのが、同社のアプローチである。

A 社は、追加的なリスク評価として、英国の研究所に毎年、サプライヤーの荷物のごく一部に対し同位体分析を依頼している。この同位体分析により、木材の産地が特定できる場合もある。また、A 社は毎年、検査計画を発表しており、検査結果もサプライヤーすべてに共有している。その目的としては、木材の伐採地について虚偽の情報を提供した場合、摘発されるリスクがあることをサプライヤーに認識させ、正確な製品申告を行うよう促すことにある。この同位体分析に

より、あるサプライヤーが、極東ロシア産の木材をフランス産と偽って申告していたことが判明 した例もある。その後、同社はこのサプライヤーとの関係を断ち切っている。

4) リスク評価を依頼する

A 社は、出荷ごとに、全ての木材の原産国と樹種を記載した「出荷書類申告書(Shipment Document Declaration)」の作成をサプライヤーに依頼している。A 社のリスク低減のための手順は、製品が高リスクに分類されるか、低リスクに分類されるかにより異なる。高リスク製品の場合、出荷ごとに定期的に抜き打ち検査を行い、法的に必要とされる書類を幅広く要求している。しかしながら、合法性リスクの評価を書類だけに頼っているわけではない。サプライヤーから提供された書類に虚偽の記載があるケースが確認されているためである。

5) レイシー法遵守方針に対するサプライヤーの反応

A 社によると、海外のサプライヤーは、ほとんどの場合、合法性リスクを最小化するための情報や文書の要求に応じることが確認されている。改正レイシー法が導入された当初は、サプライヤーはこのような情報・文書の提出要求に対する準備ができていなかったため、これらの要求にはあまり応じなかった。しかし、時間の経過とともに、多くの大手サプライヤーはこのような要求に慣れ、今では各出荷製品について、合法性を証明するためのあらゆる文書を提供できるようになっている。中小のサプライヤーは、このような要求に慣れていない場合もあるが、A 社のような大企業とビジネスを行う機会を得るために、喜んで応じる企業も多いと考えている。

A 社がフローリングを購入している他の米国輸入業者のケースでは、A 社が要求する情報を提供しない業者がいることが判明したことがあり、その結果として取引を解消した。これらの輸入業者が A 社の情報提供に応じようとしない理由は、仕入先を明らかにすることで、仕入先を「盗まれる」可能性があるためであったようである。